

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時02分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席数は19名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい榎原賢二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） おはようございます。

ただいまより阿波みらい榎原賢二が代表質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

本年、世界全体を未曾有の危機に陥れている新型コロナウイルスにかかっている人が、全世界で、6月15日正午現在でございますが、約755万人でございます。また、亡くなった方は約43万人に上るわけでございます。また、日本では感染者が1万7,000人余りでございます。また、亡くなった方は924人余りでございます。この情報は、徳島県保健福祉部健康づくり課より委託を受けているコールセンターの—————（7字取り消し）方からの情報でございます。

新型コロナウイルスから守る方法は、ただ1つ、厚生労働省より発表されておられる密閉、密集、密接を必ず避けましょうというように、現在どのテレビのチャンネルをひねっても毎回毎回コロナの問題が叫ばれておるのが現状でございます。

また、阿波市も新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、市民を守るため、あらゆる手段を実行しているのが現状でございます。4月1日現在、市民3万6,897人の生命、財産を守るため、市長を先頭といたしまして、市の職員はもとより、各種団体のあらゆる方々が日夜努力しており、感謝をしておる次第でございます。

それでは、現在日本の首相官邸、厚生労働省より発表されておるポスターをご説明をま

ず1番にさせていただきます。

密閉、密集、密接、他の人と十分な距離をとる、2メートルということでございます。2番目には、ドアをあけ、小まめに換気をと。3番目には、屋外でも密接するような運動を避けましょうと。飲食店でも距離を十分とりましょう。会話をするときはマスクをつけましょう。電車、エレベーターでは会話を慎みましょうという、これは厚生労働省のフリーダイヤルの番号でございます。(パネルを示す)

そういうことで、国も相当なポスターを発表されておるのが現状でございます。

また、我が阿波市もこのように3密、いわゆる換気の悪い密閉空間、それから2番目には密集、多くの人が密集する場所、3番目には密接、近距離での密接した会話を慎みましよう、阿波市新型コロナウイルス対策本部、阿波市市長を筆頭に4月1日現在3万6,897人の先ほど申し上げましたように命を守っておるのが現状でございます。これが阿波市が発表されておるポスターでございます。市民の方は非常に苦しゅうございます。

この新型コロナウイルスに対しましては、現在薬がございません。ゆえに、常にこれを心がけていただきまして、阿波市民力でこの問題を打破できることを祈りつつ、この問題はこころで置かせていただきます。

それでは、通告してございますように、まず1番、市内小・中学校の授業時数のおくれについて質問をいたします。

まず、4月8日に始業式があり、新型コロナウイルスの影響により再開日が5月21日にごございました。この授業時数のおくれについて、新型コロナウイルスの影響をどのような方策で克服するのかご説明を願います。非常に父兄の方々が心配をしておる。特にこのおくれについて、非常にご父兄の方が苦勞もしております。ということで、特に今回この質問につきましては、教育長に答弁をお願いを申し上げます。

続いて、2番目でございますが、市内の民営化をしていない認定こども園、幼稚園がございます。小・中学校の給食の状況は、ゼロ歳から5歳までの内容、なお小学校1年より中学校3年生までの内容、新型コロナウイルス対策はどのような方策でゼロ歳から中学3年生のお子様を守っていくのか、詳しくご説明をお願いします。

3番目に、子育て世帯や事業者にかかわる阿波市独自の給付金についての質問をいたしますが、この内容については非常に混乱を要したら困りますので、特に詳しくご説明を願います。

なお、以上3点質問いたしました、通告してあるわけでございますが、副市長にもと

いう質問の答弁でございますが、副市長につきましては答弁は結構です。教育長ほか担当部長にご答弁を願います。

なお、答弁内容によりまして再質問いたしますので、どうぞ明確なご答弁をお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 阿波みらい樫原賢二議員の代表質問1問目、阿波市の新型コロナウイルス対策についての1点目、市内小・中学校の授業時数のおくれについてのご質問に答弁させていただきます。

初めに、6月1日から正式に学校が再開いたしました。これまで子どもたちは学校に行けない、友達と会えない、外で遊べないなどの、ストレスや不安を抱えていたと思います。現在、各小・中学校では、子どもたちの笑顔や元気な声であふれております。久しぶりに活気にあふれる学校の姿を見ることができまして、大変うれしく思っているところでございます。

さて、本市においては、新型コロナウイルス感染症防止策のために、徳島県からの休業要請を受けて、小・中学校を3月2日から春休みまでの期間、一斉に臨時休業といたしました。3月分の授業時数につきましては、本市においてはそれまで授業を進めていたこともありまして、ほぼ終了しておりました。現在は3月分の取り返しも既に終了をいたしているところでございます。新年度に入りまして、本県に緊急事態宣言が発令され、学校の臨時休業が延長となったため、5月末の学校再開までの授業日はおよそ20日間のおくれがございます。緊急事態宣言解除後、5月18日からは分散登校、5月21日からは新しい教科書での授業を始め、6月1日には正式に学校が再開したところです。長い休業明けであるということを鑑みますと、子どもたちの心のケアをすることがまずは重要であり、新型コロナウイルス感染症防止策を十分とりながらの学校生活であることが大切であります。こうした観点から、時間数の取り戻しだけに集中するのではなく、児童・生徒の心身の様子に気を配りながら、ゆっくりと時間をかけてスタートする柔軟な教育を進めているところでございます。

今後、第2波が起こる可能性も考えますと、2学期の始まりまでには必要な授業時数の確保をしておきたいと考えておりまして、夏休み中の登校日を決定いたしております。本来ならば7月20日が終業式ですが、引き続き8月7日まで登校します。後半は8月19日から2学期が始まります。なお、お盆休みとしては8月8日から8月18日までの11

日間としております。夏休みは、子どもたちにとって自主性を育て自律的な学習ができる大切な時期でもありますけれども、各学校においては本年度の教育課程に示された指導すべき内容の指導を行うことが必要でございます。保護者のご理解も得て、児童・生徒にしっかりと学習の保障を教職員一丸となって講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 阿波みらい檜原賢二議員の代表質問、阿波市の新型コロナウイルス対策についての2点目、市内の民営化していない認定こども園、幼稚園及び小・中学校の給食の状況のご質問について、健康福祉部からは民営化していない認定こども園の給食の状況についてお答えいたします。

本市の民営化していない認定こども園は、一条、土成中央、八幡、伊沢認定こども園の4園と、保育所では大俣保育所がございます。

議員ご質問の給食の状況につきましては、伊沢認定こども園については全ての園児に自園の給食を提供しており、それ以外の認定こども園3園と保育所の給食については、ゼロ歳児から3歳児までは自園での給食を提供して、4歳児、5歳児は学校給食センターからの給食提供となっております。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月13日から5月22日までの間、市内小・中学校が休業となったことから、学校給食センターについても休業となりました。認定こども園3園と保育所では、5月29日までの間、学校給食センターの休業に伴い4歳児、5歳児の給食についても自園の給食を提供することで対応してまいりました。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の第2波の影響が懸念されておりますが、給食提供の対応も含め、感染症対策にも適切に対応し、保護者の方が安心してご利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 健康福祉部に続きまして、教育部からは幼稚園及び小・中学校の給食の状況について答弁させていただきます。

市内の幼稚園は、大俣幼稚園1園だけでございます。通常は学校給食センターからの給食提供を行っております。しかし、小・中学校の臨時休業に伴い、学校給食センターか

らの給食が停止した4月13日月曜日から5月22日金曜日までの期間につきましては、自園での給食提供を行いました。小・中学校の給食が再開した5月25日月曜日からは、学校給食センターからの給食提供に戻っております。

次に、小・中学校の給食につきましては、4月13日からの臨時休業に伴い休止をし、5月25日から再開しております。

今後におきましても、感染症対策につきましては、適切な対応を行い、子どもたちの健康づくり、体力づくりのため、安全な給食の提供を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 阿波みらい榎原賢二議員の代表質問1問目、阿波市の新型コロナウイルス対策についての3点目、子育て世帯や事業者に係る阿波市独自の給付金についての答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言や自粛要請、3密の回避など、感染拡大防止の行動制限により、経済、生活様式、教育、子育てなど、本市においても日常生活に与える影響は大きいものとなっております。

4月16日には、47都道府県を対象とした緊急事態宣言の発令を受け、市民の皆様には約1カ月間不要不急の外出の自粛、公共施設の使用制限、小・中高校の臨時休校など、感染拡大の防止に対してご協力をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえ、市民生活や経営に大きな影響を受けた皆様を支援するため、本市で独自の給付金事業を設け、各対象者への給付金を支給したいと考えております。

ご質問のありました給付金事業については、健康福祉部関連で3事業、産業経済部関連で2事業ございます。まず、健康福祉部関連でございますが、1つ目の事業として、子育て世帯の生活を支援するため、阿波市に住所を有する18歳未満の子どもがいる世帯に子ども1人につき1万円を支給するあわっ子応援特別給付金事業を設けました。

2つ目の事業として、ひとり親家庭等の負担を軽減するため、児童扶養手当受給者及び交通遺児を対象に1人につき2万円を支給するひとり親家庭等応援特別給付金事業を設けました。

3つ目の事業として、妊婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを支援するため、妊婦1人につき1万円を支給する妊婦臨時特別給付金支給事業を設けました。

次に、産業経済部関連でございますが、1つ目の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用の維持または事業継続のため融資を受けた市内中小企業者を対象に、上限額を設定し、県支援事業との協調を図り、融資額の10%を支給する阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業を設けました。

2つ目の事業として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に経営状況の厳しい農業者に対し、国、県の緊急経済対策と連動し、融資額に応じて一時金を支給する阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業を設けたところであります。

今後におきましても、新型コロナウイルスの感染の状況を見据えながら、国、県の施策を注視し、情報発信も含め効果的な施策を検討し、市民生活や地域経済をしっかりと支援してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま教育長からは詳しくご説明を賜りました。おくれの回復はできるという自信あふれる答弁でございました。父兄の方もさぞ安心するであろうと思っておる次第でございます。

また、妹尾部長からは、認定こども園につきましては十分な対処ができておるということでございます。この項については、4月1日からかきはら子ども園、かもめこども園——これは市場でございませう——また久勝かもめこども園とはやし子ども園、4園民営化しておるわけでございます。この項につきましても再度再質問をお願いします。

また、阿部部長につきましては、十分ご理解ができるし、妹尾部長からも理解できるんですが、先ほど再質問で言いましたように、4月1日から民営化した4園について再度詳しくご説明をお願いします。

最後に、野崎部長からの子育て世帯や事業者にかかわる阿波市独自の給付金についての内容でございますが、もう少し踏み込んだご答弁を賜ったらと思います。

まず、1点目の子育て世帯の生活を支援するため、18歳未満の子ども1人につき1万円、これについては人数と金額をご説明をお願いします。

続いて、2点目の交通遺児を対象にひとり親家庭等応援特別給付金、これも先ほど言っておりましたように、1人につき2万円、これも人数と対象の金額をお願いいたします。

また、3つ目につきましても、妊婦の臨時特別給付金事業、これにつきましては1人に



つき1万円、これも同様、人数と総額の金額をお願いいたします。

続いて、産業経済部関連でございますが、野崎部長にご答弁をお願いいたします。

これは非常に厄介な問題と思います。融資額の10%を支給するとは言いようですが、国でもやかましい言うて支給がまだできとらんとかいろいろ言われておりますが、この問題、十分市民の方が理解できるようなご答弁をお願いを賜りたいと思います。というのは、この融資額の10%、ここが一番、上限額が10%でございますが、ここははっきりしとかなんだら。対象者は約何名ぐらい、それで金額は何ぼうということをはっきりお願いを申し上げます。これにつきましては、企業応援給付金事業ということでございます。

最後でございますが、阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業、これも上限が何ぼ、法人が何ぼ、個人が何ぼと、それと人数は約何名で総額は何ぼと。

以上、5点の再質問をいたしました。妹尾部長と野崎企画総務部長に再度ご説明を願います。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 阿波みらい榎原賢二議員の代表質問、阿波市の新型コロナウイルス対策についての2点目、市内の民営化していない認定こども園、幼稚園及び小・中学校の給食の状況についての再問、市内の民営化している認定こども園の給食の状況について答弁をさせていただきます。

先ほどの議員のご質問にもございましたが、本市の民営化している認定こども園はかきはら子ども園、市場かもめこども園、久勝かもめこども園、はやし子ども園の4園がございます。議員ご質問の民営化している認定こども園の給食の状況につきましては、先ほど答弁いたしました伊沢認定こども園と同様に、ゼロ歳児から5歳児までの全ての園児に自園の給食を提供しております。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の第2波の影響も懸念されておりますが、給食提供の対応も含め、公立、私立の認定こども園ともに連携をとりながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 榎原議員の再問、子育て世帯や事業者に係る阿波市の独自の給付金事業の事業費と対象者数について答弁させていただきます。

まず、健康福祉部関連でございますが、1つ目の事業、あわっ子応援特別給付金事業の事業費は5,152万円で、対象者は4,800人を見込んでおります。

2つ目の事業、ひとり親家庭等応援特別給付金事業の総事業費は599万8,000円で、対象者280人を見込んでおります。

3つ目の事業、妊婦臨時特別給付金支給事業の総事業費は314万2,000円で、対象者300人を見込んでおります。

次に、産業経済部関連でございますが、1つ目の阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業の事業費は1億1,460万円で、要件として売上高等が前年度同期と比較して減少率が20%以上から50%未満の場合、上限額30万円、対象者は137件でございます。次に、50%以上の場合は、上限額50万円、対象者147件を見込んでおります。

2つ目の、阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業の総事業費は3,000万円で、最近1カ月の収入が前年同期と比較して50%以上減少し、かつその後2カ月、50%以上減少することが見込まれる方を対象に、個人の場合は上限額30万円、対象者は75件、法人の場合は上限額50万円、対象者を15件見込んでおります。

この5つの総事業費は、合計で2億526万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） 議長、実はマスクのひもが切れまして、ちょっとマスクをとってきますけん、構いませんか。

○議長（松村幸治君） 小休いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、小休前に引き続き会議を再開いたします。

榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） ただいま妹尾部長と野崎部長から詳しく再質問に対しましてご答弁をいただきました。よく理解ができましたので、この項につきましてはこれで結構でございます。

それでは続いて、次の項に移らせていただきます。

阿波市農業振興について、農業立市阿波市の現在までの実績についてでございますが、過去イオン徳島あわ農場が平成28年に阿波市に開設されたと。また、ハートフル川内、この会社が平成26年より開設されたと。また、平成23年3月11日、東北の大地震で

東京電力の原子力発電所が事故によりいまだ解決しない。しかし、東北から当阿波市に進出していただいた白河高原農場が平成23年から阿波市で農業に支援していただくと。また、阿波市ではたくさんの農業従事者がおられるわけでございます。

そこで、これまでの農業施策の実績、また農業次世代人材投資資金交付者及び交付金額について、平成24年より地区別に詳しく内容を教えていただきたい。これにつきましては、岩佐賢二部長にご答弁を願います。

また、今後の取り組みについても、具体的にご説明を願います。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 阿波みらい檜原賢二議員の代表質問2問目、阿波市の農業振興について2点ご質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

1点目の農業立市阿波市の現在までの実績についてお答えいたします。

本市では、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大など、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、魅力的な農業の確立を図り、将来の目指すべき姿とそれを実現する施策を計画的に推進するため、平成23年3月に第1次阿波市農業振興計画、平成30年3月に第2次阿波市農業振興計画を策定し、さまざまな施策を展開してきたところでございます。具体的には、農家の経営安定のために交付金を交付する経営所得安定対策事業や農業施設や機械の導入費を支援する農山漁村未来創造事業など、国や県の施策を積極的に推進するとともに、生産から加工、販売まできめ細やかに農業者等を支援する市独自の伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業を継続して実施してまいりました。

そのほかにも、農業関連企業の誘致や産直市の建設支援を初め、学校給食への供給体制の構築や特産品認証制度の創設、また野菜ソムリエの育成や地域おこし協力隊の受け入れなども行ってきました。また、新たな担い手を確保するため、国の農業次世代人材投資資金の推進に加え、平成29年度からは就農直後の不安定な時期を支援する市独自の新規就農安定経営支援事業を進めております。

次に、実績件数でございますが、平成23年の第1次農業振興計画策定以降におきまして、農山漁村未来創造事業では58の事業者の方に、そして伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業では280の事業者の方にご利用をいただいております。その結果、農業の生産や販売体制の強化が図られたほか、42の加工施設整備や50を超える加工品が新たに開発されるなど、6次産業化への取り組みも進展しております。

また、農業関連企業の誘致では、現在建設中のトマトパーク徳島を含めると、3企業

が本市に進出しており、雇用の創出や地域農業の活性化につながっているのではないかと考えております。

次に、農業次世代人材投資資金の実績につきまして、平成24年度から令和元年度までの年度別、地区別の交付者数及び交付金額を申し上げますと、平成24年度は阿波地区4人、市場地区3人、土成地区1人、吉野地区3人で、計11人、平成25年度は阿波地区4人、市場地区1人、土成地区1人で、計6人、平成26年度は阿波地区2人、市場地区2人、吉野地区1人で、計5人、平成27年度は阿波地区5人、市場地区2人、市外2人で、計9人、平成28年度は阿波地区3人、市場地区1人、吉野地区4人、市外3人で、計11人、平成29年度は阿波地区4人、市場地区6人、土成地区2人、吉野地区3人で、計15人、平成30年度は阿波地区1人、市場地区5人、土成地区2人、吉野地区2人、市外2人で、計12人、うち畜産関係が3人、令和元年度は阿波地区2人、市場地区2人、土成地区1人、市外1人で、計6人となっており、8年間の合計人数としましては、阿波地区25人、市場地区22人、土成地区7人、吉野地区13人、市外8人の合計75人、うち畜産関係に3人の方が就農され、現在では67人の方が農業に従事されております。なお、6月30日を期限として現在募集している令和2年度については、4人となっております。また、給付金額としましては、合計で3億1,965万3,000円、うち畜産関係が525万1,000円となっております、新規就農者の経営確立、また担い手の確保につながる効果的な施策として、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の今後の取り組みについてお答えいたします。

本市は、これまで農業者が積み重ねてきた努力や農業振興施策などにより、農業産出額やナス、レタスなど17品目の出荷額が県下1位となっているなど、農業立市として揺るぎない地位を築いております。本市が持つこれらの農業生産等に関するポテンシャルをさらに飛躍させるためには、今後においても国や県の事業を積極的に推進するとともに、第2次阿波市農業振興計画に基づき3つの重点プロジェクトを進めていきたいと考えております。

具体的には、阿波市ブランドの構築や6次産業化の推進、また農産物や6次化商品の販売促進を図る阿波市のいいもの創造・展開プロジェクト、農業を担う就農者を一人でも多く確保していく阿波市で輝く農業プロジェクト、野菜による健康づくりや市内産野菜の消費拡大につなげる阿波ベジファーストプロジェクトに取り組み、農業情勢や時代変化にも

柔軟に対応しながら、これまで培われてきた伝統ある阿波市農業の継承と本市農業の維持発展に向け、効果的な施策推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま岩佐部長から詳しくご説明がありました。

今回、非常に農業人材について平成24年からこの事業は推進しており、また先ほど来阿波市は次から次へと大きな事業を展開しとるわけでございますが、（パネルを示す）今回特に先般の農業共済新聞にうたわれておったんですが、平成20年5月2日の新聞でございますが、四国版でございますけれども、輝く女性、農業次世代で平成30年に金融業界から畜産に転身したお方がおられるわけでございます。現在、新聞でうたわれておりますが、肥育牛が6頭、繁殖牛が18頭、子牛が7頭ということでここにうたわれておりますが、お父さん、お母さんを楽させたいと。また、子どもたちを大きく伸び伸びと育てていきたいということで、家や土地を守っていきたい、こういう強い決心のある農業次世代の対象者の一人でございます。また、この方は、ここへ書いてありますが、優良牛生産へ挑戦の日々と、力仕事が多いので、けがや体には気をつけていますと。また、武澤豪氏が、ふるさと納税という質問を出しておりますが、この方はここにも書いてありますが、ふるさと納税への返礼品、これにも優良な和牛を贈りたいと力強く書面に書いてございます。

そういうことで、将来こういう方がどしどしと畜産、農業に進出していただくことをお願い申し上げ、また農業通の岩佐賢二部長の答弁、非常に力強い答弁でございました。この項についてはこれで結構でございます。

続いて、再質問といたしますが、今回コロナウイルスの問題で、どうしても1番に食の安全でございます。我が阿波市は、おかげで農業立市でございますので、安心した食材が豊富でございます。そういうことで、誰ひとりコロナにかかった人はおりませんけれども、今後、先ほど挨拶の中にもありましたように、2波、3波とまだまだおさまる心配がございません。そういうふうな前提の中で、将来の阿波市農業の課題と対策について、副市長に2波、3波を見込んでこういうことにならんよというということで、食の安全を見込んだ力強いご答弁を賜ったらということで、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 阿波みらい檜原賢二議員の代表質問の再問、将来の阿波市農業

の課題と対策について答弁させていただきます。

平成から令和へと時代が変わり、国内ではかつてない少子・高齢化や人口減少の波が押し寄せ、特に地方では都市部よりもその影響が顕著にあらわれており、既に一部の地域では産業や集落の衰退が現実となっております。

一方で、AIやIoTといった技術革新、TPP11など、経済連携協定などによるグローバル化の進展、また持続可能な開発目標SDGsに対する国民の関心の高まりなど、我が国の経済社会は新たな時代を迎えております。

さて、最初に、阿波市の課題といたしましては、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、またこれに伴う耕作放棄地の拡大に加え、今後時代の変化を見通し、実態に合わなくなった制度やシステムを変革し、新技術を積極的に実装するスマート農業への取り組みを強化するなど、時代の変化にいち早く対応できる体制づくりや意識改革が将来の阿波市農業を発展させるための課題であると考えております。

また加えて、近年の大規模災害や鳥獣被害、さらには家畜伝染病等の被害が農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、樫原賢二議員も申しました今般の新型コロナウイルス感染症の新たな脅威への迅速な対応が迫られるなど、多くの課題に直面しております。

こうした中であっても、本市の基幹産業である農業が成長産業として発展していくためには、引き続き本市に即した農業施策を強力に進め、効率的かつ安定的な農業経営を確立し、良質な農産物を安定的に供給できる体制を構築していかなければなりません。そして、その課題でございますが、先ほども部長のほうから申しましたが、第2次阿波市農業振興計画に基づいてございまして、社会情勢も十分踏まえまして、特に推進していく必要性の高い施策、そして時代の要請や現状に即し迅速な施策展開が求められているものを重点プロジェクトとして位置づけ、阿波市ブランドの構築や6次産業化、また本市のこれからの農業を担っていく新規就農者の育成、さらには本市産の野菜の販売促進につなげる取り組み等をどんどん進めてまいりたいと考えております。

このように、本市としましては、地域経済や雇用を支える基幹産業としての役割を担う農業が維持発展し、最終的には農家所得の向上につながるよう、JAや関係機関等と連携をさらに強化しながら多様な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） 再問に町田副市長からご答弁いただきました。

お答えは結構なんでしょうが、いよいよJAが来年の4月1日を目標に3農協が合併して農家所得を推進するというような力強いお言葉もいただいております。どうぞや市長を筆頭に、農業施策がスムーズにいくようお願い申し上げて、この項については終わらせていただきます。ありがとうございます。

続いて、阿北環境整備組合の質問をさせていただきます。

これにつきましては、初代の立て役者、すなわち相当に古い方でございますが、（パネルを示す）この方は沖津熹六先生と申し上げまして、顕彰碑が阿北特別し尿処理場、すなわち現在の施設の表玄関に建っておるんですが、明治33年に市場町大俣に生まれたお方でございます。慶應義塾大学医学部を出られて産婦人科の先生をされて、昭和26年に町会議員から、それから今度は昭和46年に町長に就任されて、いろいろございますが、説明しよったら長くなりますので、この辺で終わらせてもらいますけれども、非常に反対住民に誠心誠意心を込めて必要性を説明して、現在阿北環境整備組合がスムーズに運営ができておるのが現状でございます。また、先生は、昭和46年11月に自治功労者として勲五等の表彰も受けておるご立派な方でございます。これが初代の方でございます。

それでは続きまして、阿北環境整備組合の今日までの流れを簡単に説明をさせていただきましたら、まず昭和39年4月23日に阿波麻植環境整備組合、すなわち阿波町、市場、鴨島、川島、山川、美郷と5町1村で出発して、なお昭和44年9月25日に2町が加入、土成町、吉野町と、その後命名を昭和47年6月5日に阿北環境整備組合ということで、昭和60年3月30日に再度17億5,576万4,000円で更新、また機械を直しました。続いて、平成10年4月1日に神山町が加入され、また今度は平成19年2月1日に上板町が加入ということでございます。ほんで、今度は組合構成が変わりまして、西暦2007年、組合構成が阿波市、吉野川市、神山町、上板町という流れがあるわけでございますが、このたび令和3年、すなわち来年の3月31日をもって吉野川市が脱会をする予定となっております。吉野川市は、当初昭和39年4月23日に設立したときからともにしておったんですが、諸般の事情で吉野川市は来年の3月31日で組合から脱会をされると。なお、現在、組合議会において管理者提案によりまして、すばらしい機械の更新、外装等々がされておるのが現状でございます。この金額につきましても3億7,290万円で、現在順調ようにクリタスが工事をしておるのが現状でございます。

続きまして、質問してありますように、市場グラウンドの改修についてでございますが、平成元年にはテニスコートを改装していただいたということで、利用者は非常に喜ん

でおるわけでございます。しかしながら、これには確約書というのがございまして、三浦登さんという会長が代表者で、特約事項はたくさんございますが、二、三、説明いたしますが、周辺環境整備、体育館の建設、これにつきましては、私が議員になりたてのときにやっさもっさもめて、今の環境整備組合の前にできておるのが現状でございます。続いて、テニスコート、これは令和元年に改築をされたと。

また、今回お願い申し上げておる市場のグラウンド、これも周辺対策に入るわけでございます。この名称は、総合福祉センターの建設の一部ということになっております。それと、阿北特別養護老人ホームの改築、増設ということもこれ入っております。この覚書は、昭和57年10月18日に時の町長美馬駿一、関係地区代表者会長三浦登、立会人、委員長竹内信雄、副委員長三浦恒夫と、こういうふうな覚書がございまして。これは私が議員になるときにいただいた確約書でございます。

それででございますが、市場グラウンド改修について、今年当初予算でやっていただいておりますが、詳しくご説明を賜ったらということでもよろしく申し上げます。

なお、2点目は、市場体育館の改修でございます。これも年月がたっておりますので、あわせてご説明をお願いを申し上げます。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 阿波みらい檜原賢二議員の代表質問3問目、阿北環境整備組合に係る周辺対策について。

1点目、市場グラウンドの改修についてと2点目、市場体育館の改修についてを続けて答弁させていただきます。

市場グラウンド及び市場体育館は、阿北環境整備組合に係る周辺対策事業により整備された施設でございます。市場グラウンドは、昭和53年7月に建築され、夜間照明7基の設備を備えたグラウンドであり、少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフなどに使用できる施設で、年間187日貸し出しし、5,610人の利用がございまして。加えて、テニスコート3面も併設しており、そのうち1面は平成27年度に、2面は令和元年度にそれぞれ改修し、市民の体力づくり、健康づくりに役立っております。また、中学校の部活動でも使用されるなど、年間延べ利用者数は、生徒を含めると4万人を超える利用がございまして。しかし、建築後42年余りが経過しており、経年劣化によりコンクリートのクラックや夜間照明施設の高さの問題から照度が低い状況にあるなど、問題点も出てきておりました。



このようなことから、本年度当初予算で改修工事に伴う設計業務を280万円計上しており、今月開札予定で、順次整備に向けて進めているところでございます。

設計業務概要につきましては、防球フェンスの改修、夜間照明施設の改修、観客席等の撤去、テニスコート及びグラウンド用観覧席設置工事などとなっております。なお、工事を施工する場合は、河川占用グラウンドでありますため、東部県土整備局吉野川庁舎河川担当と協議をするとともに、維持管理の面やランニングコストも考慮しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目、市場体育館の改修について答弁をさせていただきます。

市場体育館は、昭和59年3月に建築され、バレーボール、バスケットボール、テニス、バドミントンなどとして使用でき、さらに卓球台4台を備えた施設となっております。この施設は、総合型地域スポーツクラブの活動拠点として、ソフトテニス、バドミントンなど毎日数多くの市民の方が訪れ、昨年度の利用実績は1万142人となっております。また、地元スポーツクラブ等、各種団体も利用するほか、施設は南海トラフ巨大地震等、大規模災害が発生した際には医療支援活動、公衆衛生活動、生活支援活動を行う拠点施設となるよう、平成27年4月に特定非営利法人AMD Aと大規模災害発生時における施設使用に関する協定書を締結しております。

スポーツは、心身の鍛錬や健康増進に役立つだけでなく、日常生活を充実させるとともに、地域に活力をもたらすものであり、豊かな生活を実現するものとして大きな役割を担っています。こちらの施設も36年余りが経過しており、老朽化が進んでおります。今後、計画的かつ適切な修繕や改修等を実施しながら、安心して利用できる施設として今後も維持管理に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） 阿部部長から詳しくグラウンド改修、体育館についてもご説明いただきました。十分理解はできました。

続きまして、再問でございますが、市場体育館についてでございます。

再度、先ほど阿部部長からご説明いただきましたが、なおかつ町田副市長に、非常に市場体育館は老化が激しく傷んでおりますと。原田定信議員もこの件については非常にご心配しておると思いますが、またいろいろの方から早うせえ、早うせえと言われるようなお声をいただいております。私も同様でございます。

ちょうどこの施設は、当初説明いたしましたように、昭和58年、今のちょうど7人の方が新人で当選したとき同様、私たち8人が当選したんですが、今は全員おりません。私一人が残っておるんですが、この昭和58年にやっさもっさもめもって昭和59年に完成した経緯がございます。非常にこの建物については思い入れ深い施設でございます。どうぞこの点十分考慮していただいて、今はやりのリフレッシュされたすばらしい外装、内装等々もやっていただきたいと、こう思いますので、町田副市長に再問としてよろしくお願ひ申し上げます。

なお、この年ちょうど私が39歳でございまして、人生は流れるように早く過ぎ去るもんでございます。これも人生の生き地獄も味わいながら生き長らえとるのが現状でございます。どうぞ副市長、力強いご答弁をお願い申し上げ、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 阿波みらい檜原賢二議員の代表質問の3問目の再問、市場体育館について今後どのように考えているかについて答弁させていただきます。

ただいま担当部長から答弁がありましたように、市場体育館は阿北環境整備組合に係る周辺対策事業により、昭和59年3月新耐震基準で建設された施設でございます。毎日多くの方が、市民の体力づくりや健康づくりのために活用しております。

こういった中で、スポーツ活動のみならず、南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した際には、医療支援活動などを行う拠点施設になるなど、地域にとって大きな役割を担っております。このように、阿波市にとって市場体育館は重要な施設であり、議員ご指摘のとおり老朽化が進んでいるのも確かでございます。今後、公共施設個別管理計画に基づき、修繕や改修などを有効な財源を活用しながら効率的かつ効果的に実施できるように調査、計画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま副市長から力強いご答弁、まことにありがとうございます。

これで私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで阿波みらい檜原賢二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ武澤豪君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） マスクを外して質問させていただきます。

それでは、議員番号1番志政クラブ武澤豪、ただいまから志政クラブを代表して質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく3点です。

まず1点目は、新型コロナウイルスに係る阿波市の対応についてです。

まずは、新型コロナウイルスにてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、現在治療中の方々の一日も早い完治をお祈り申し上げます。

さて、昨年末から感染が広がり、阿波市においては感染者がいないものの、対策本部を設け、万全の態勢で臨める状態であるかとは思いますが、しかし、このコロナウイルスは、人体、人命はもちろんのこと、生活の礎でもあります日本経済にも多大なる影響を及ぼしております。過去にもありましたリーマン・ショック以上のダメージがあるのではないかととも言われております。この経済危機に対し、国から補正予算で決定された特定給付金の阿波市における申請の提出割合と申請受け付け後の支給割合をお願いします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 志政クラブ武澤議員の代表質問、新型コロナウイルスに係る阿波市の対応についての1点目、阿波市の特別定額給付金の提出割合と支給割合はどうなっているかについてお答えいたします。

1人10万円が一律に給付されます特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としており、実施経費につきましては全額国の補助となっています。また、給付金の申請及び給付の方法につきましては、感染拡大防止の観点から、オンライン申請方式及び郵送申請方式を基本とし、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振り込みとなっています。本市では、オンライン申請方式による申請を5月1日より受け付け、5月14日より振り込みを開始しており、郵送申請方式につきましては5月20日より申請を受け付け、5月26日より振り込みを開始したところであります。

す。

議員ご質問の提出割合につきましては、6月16日現在、全世帯1万5,327件中、1万4,836件の申請を受け付けており、全世帯に対する提出割合につきましては96.8%となっています。また、既に申請された方の支給割合につきましては95.8%となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） ただいま野崎企画総務部長から答弁いただきましたこの定額給付については、申請を開始してから約1カ月が経過していますが、阿波市内で約4%以上の方が申請書を提出していないことになります。まだ申請をされていない方の中には、給付を希望される方もおられると考えます。

今後は、申請期限の8月20日までに希望される方が申請の手続きができるよう、広報と情報の発信に努めていただきたいことを要望いたします。

また、今後も国からコロナ対策の2次補正、3次補正と、新たな補助や支援策もあらわれると思います。ミスのないよう迅速な対応をお願いします。

次に、同じく新型コロナウイルスにより影響を受けた農林水産業や企業に対し、国の給付金としては持続化給付金があり、融資の関係では農林水産事業者には株式会社日本政策金融公庫から農林漁業セーフティネット資金、一般企業に対しては徳島県信用保証協会つきの金融機関融資である新型コロナウイルス感染症対応資金があります。各融資には、近隣の支援や保証料の補助、支払い期間の長期化が得られるようで、今後もこの資金の需要率は上昇するものと考えられます。この融資の中で、信用保証協会つき金融機関融資において、市からの認定を必要とするものがあり、市民の方々から一日も一時間も一分も早い市の決裁を望む声があります。

質問の内容としては、提出されている経営者の方が来られたときに、阿波市の対応はどの程度の時間がかかっているのかについてお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 志政クラブ武澤議員の代表質問1問目、新型コロナウイルスに係る阿波市の対応についての2点目、新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業に対しさまざまな融資が準備されているが、阿波市においての融資に対する認定書の処理はどうなっているかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス関連での認定を行っておりますのは、セーフティーネット保証4号やセーフティーネット保証5号、危機関連保証といったものになり、要件を満たせば、保証料、利子の減免がある融資を受けることができます。認定の処理については、事業所に認定申請を行っていただき、審査後、申請者または委任者にご連絡し、認定書を受け取りに来ていただく流れとなります。

新型コロナウイルス関連の認定件数は、6月9日現在で169件となっており、影響が出始めた3月と5月の認定件数を比べますと約7.5倍と急激にふえており、市内事業者の約1割以上を占めております。

このような状況を受け、融資を受けられる事業者の立場に立ち、危機感を持って、また認定処理についてはスピード感を持ち迅速な対応を心がけており、書類の不備、不足等がなければ、当日、遅くとも翌日には認定申請書をお渡ししております。

今後においても、事務の効率化に努めるとともに、国、県の施策を注視し、地域経済をしっかりと支援できるよう、より一層迅速な対応を心がけたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 岩佐部長から答弁をいただきました。3月と5月の認定件数が約7.5倍とふえているとありました。この数字からも考えられるように、コロナウイルスによる経済の影響は甚大なものです。答弁では、融資を受けられる事業者の立場に立ち、危機感を持って、また認定処理についてはスピード感を持ち、迅速な対応だと岩佐部長が言われました。事業の継続や生活に切っても切れないものがお金であります。一時間でも一分でも一秒でも早い処理をお願いいたします。

そして、1点目の最後になりますが、雇用調整助成金やその他の補助について要望したいと思います。

雇用調整助成金は、コロナウイルスの影響により、やむなく従業員の方に休業してもらった場合に人件費の補助ができる制度です。この助成金の手続内容が非常に細かく、事業者が専門家である社会保険労務士を契約している場合はよいですが、契約していない場合に手続をちゅうちょされている事業者も多くいらっしゃいます。この社会保険労務士の派遣に対し、補助を検討していただければと思います。

また、今回のコロナウイルスによってかなりの被害を受けられたバス会社、旅行会社、タクシー会社などに対しても、阿波市独自の補助の検討をあわせてお願いいたします。

以上で1点目の質問を終わります。

代表質問の2点目は、ふるさと納税についてです。

阿波市でも貴重な税収の一つであるふるさと納税、阿波市だけでなく、各市町村が競って返礼品の開発、ふるさと納税のサイトに力を入れ、平成30年のとあるデータでは、ふるさと納税受入額は5,000億円市場になっているようです。

では、1点目の質問として、阿波市のふるさと納税の過去3年分の納入額はどうなっているのか、答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 志政クラブ武澤議員の代表質問の2問目のふるさと納税の推移についての1点目、ふるさと納税の納入額はどうなっているのかについてお答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとやお世話になった地域に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度として平成20年度に創設されています。

本市の過去3年間のふるさと納税の寄附受入額につきましては、平成29年度約5,050万円、平成30年度約6,450万円、令和元年度約6,810万円となっており、特に県下の市町村のうちでは4番目に多い寄附受入額となっています。また、平成29年度と令和元年度を比べますと、約1.3倍に増加している状況でございます。今後につきましても、引き続きふるさと納税制度を積極的に推進してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 野崎部長に答弁いただきました。

平成29年度の受入額は約5,050万円と、比較して令和元年度は1.3倍である約6,810万円であり、増額しているようで非常にうれしく思います。

ふるさと納税は、遠く離れた他県に住まわれる方々がふるさとを応援するためにつくられたのが始まりであります。現在はおいしくて、魅力があり、そしてその土地でしかつくられていないものを返礼品として送付することで町のアピールをして寄附を募る自治体が基本となってきました。現在のふるさと納税では、多くのこだわりと特徴のある返礼品が好まれているようです。

今回の質問の中に、なぜふるさと納税をするのかといいますと、このたびのコロナウイ

ルス被害でふだん何げなく外食されていた方々が外食できなくなり、自宅で料理をつくる機会もふえています。こんなときだからこそ、何げない食卓に選んでもらえるふるさと納税の返礼品をつくることができるよう、市民の皆様や事業者の協力と努力をしなければなりません。

では、再問として、新しい返礼品の登録数と登録に向けて推進活動はどのようになっているのかをお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 志政クラブ武澤議員の代表質問の再問として、新しい返礼品の登録とその推進についてお答えいたします。

新しい返礼品の登録につきましては、昨年度は阿波市のいいものとして、市が認証している特産認証品である野菜を使ったジャムや食への安全・安心の機運の高まりに応えることができる無添加加工品の米ぬかで作った振りかけなど、魅力ある3品を返礼品として登録しています。また、本年度につきましても、既に阿波市産の豚肉を使った無添加加工品1品を新規登録し、寄附の受け入れを開始しているところであります。さらには、ふるさと納税制度の趣旨でもある、寄附者から応援いただけるような取り組みの展開といたしまして、高等学校と連携した返礼品の登録を検討しています。

次に、登録に向けての推進活動につきましては、各事業所の担当者や農業振興課、商工観光課など関係機関と連携を図りながら、返礼品の開発や新たな事業所の開拓などを引き続き推進してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

今までのものに追加された新しい登録については3品であり、本年度も1品の登録、そして高等学校と連携した返礼品の登録を検討しているとのことでした。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

全国では、億単位、10億円単位の納入額の自治体もあるそうです。阿波市はまだまだ伸びしろがあるように感じます。納税していただいた日本中の方々から、阿波市らしく、阿波市だからこそ選んでもらえる返礼品の推進を今後もますます進めていただきたいと思っています。

これで2点目の質問を終わります。

最後の3点目の質問になりますが、阿波市長選挙についてです。

藤井市政となりまして3年3カ月の月日が流れ、安心・安全のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の矢を中心とし、現在もコロナ対策やスマートインターチェンジの設置など、未来の阿波市のまちづくりに尽力されております。

そこで、来年行われる阿波市長選挙についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 武澤議員の代表質問、来年行われる阿波市長選挙に対する藤井市長の考え方を伺いたいということに對しまして、お答えを申し上げます。

私は、平成29年4月16日に執行されました阿波市長選挙におきまして、市民の皆様のご信任をいただき、5月8日より市政運営を担わせていただいているところでございます。

光陰矢のごとしといわれますけれども、市長に就任してからの約3年間は、私の人生の中で歳月が経過するのが一番早かったと実感をしているところでございます。市長に就任して以来、阿波市にとって大きな課題である人口減少問題の克服と近い将来において必ず発生すると言われております南海トラフ巨大地震などの大規模自然災害に対応するため、子育て応援のまちづくり、活力あふれるまちづくり、安全・安心のまちづくりの施策を中心にすえ、市民の皆様や議員各位のご理解とご協力をいただきながら、職員とともに各種事業の実施に取り組んでまいりました。その結果、就任した平成29年10月には、高校3年生までの医療費の無料化、また吉野中学校、一条小学校の大規模改修事業、本年度事業実施の大俣認定こども園を含めて6小学校区への認定こども園の整備、トマトパーク徳島を初めとする3社の企業誘致の実現や旧阿波市役所本庁舎を活用した運転免許更新センターの誘致を行いました。さらには、議員おっしゃられましたとおり、昨年5月27日には、国土交通省より阿波市にとって悲願でございました仮称阿波スマートインターチェンジの連結許可もいただいたところでございます。また、徳島自動車道の脇町インターチェンジから土成インターチェンジ間の4車線化事業、さらには国営吉野川北岸二期土地改良事業の事業採択や阿波町勝命箇所伊沢市地区の無堤地区の解消、さらにはデマンド型乗り合い交通実証実験事業、県下の市町村では最初となる高性能排水ポンプ車の導入など、さまざまな事業が実施できたと考えております。

今後におきましても、現在実施計画中であります事業の早期完成と阿波市の将来の発展



を見据えた事業計画や第3の国難であります新型コロナウイルス感染症とその第2波、第3波の発症の脅威から市民の皆様の生命と健康そして業を守るため、また2025年が稼働期限であります新ごみ処理施設などの各施策に現在全力を傾注する状況でございますので、ご理解くださいますようお願いし答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 藤井市長に答弁いただきました。

さまざまな課題の解決に邁進され、また現在課せられている多くの課題のクリアが最重要項目であり、藤井市長の考えに非常に共感できます。

今回、私も含めた議員の方々から課題や要望も多く出ることでしょう。まずは目の前のことに精いっぱい頑張ってください、今後も安心・安全のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりに邁進していただきたいと思います。

以上で今回の志政クラブの代表質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで志政クラブ武澤豪君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可いたします。

はばたき藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今回はマスクを取らせていただきます。

議席番号5番藤本です。はばたきの代表として、今回質問させていただきます。

まず初めに、今回の新型コロナウイルス感染拡大によって被害を受けられた方、お亡くなりになった方々に対しまして、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、医療従事者の皆様を初め、対策の最前線で対応している方々に深く感謝申し上げます。

さて、中国から始まったとされる新型コロナウイルスの感染は、世界中に広がり、パンデミックを引き起こしました。日本では、1月16日に初の陽性患者が出ました。東京オリンピック・パラリンピックが延期され、4月16日には全国に緊急事態宣言が発せられました。その後、日常生活を少しずつ取り戻してはきていますが、第2、第3の感染拡大の波が懸念されているところであります。

国は、3月13日、新型インフルエンザ対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルスを同法の対象としました。阿波市では、市長をトップに新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、各課総力を挙げ対策に当たり、現在に至っております。

そこで質問です。

阿波市の新型コロナウイルス対策本部は、どのような経過で設置し、運営してきたのか。

次に、実施した対策の成果と課題は何なのかについて、お尋ねをします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） はばたき藤本議員の代表質問、1問目の新型コロナウイルス対策について2点ご質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

1点目の阿波市の新型コロナウイルス対策本部は、どのような経過で設置し運営してきたのかについてお答えいたします。

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、その法律に基づき平成26年5月に阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。その後、政府は新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型インフルエンザ等とみなすとする新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正を行ったところでございます。この法律が一部改正されたこともあり、阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、そして市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにするの2点を目的として、令和2年2月26日に市長を本部長とする阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置しているところでございます。

その運営につきましては、特別職、部次長級を本部員として、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、これまで9回の本部会議を開催し、国や県の動向に合わせてその都度市としての対応を協議・検討し、市民の皆様への情報提供に努めているところでございます。

次に、2点目の実施した対策の成果と課題は何なのかについてお答えいたします。

令和2年2月26日より、市民の皆様に対し新型コロナウイルスの正しい知識や感染拡大防止対策として、飛沫による感染や3密の回避、手洗い、うがい、せきエチケットやマスク着用の重要性など、音声告知器、ケーブルテレビ、ホームページを活用し、広く周知いたしました。また、市民の皆様のご理解、ご協力により、小・中学校の休業、福祉、文

化、体育施設などの休館や使用停止、加えて幼児、児童・生徒全員並びに妊婦の方へのマスクの配布を行い、さらに消毒液の代用品の電解次亜水については3,000件を超える方へ配布を行っております。

その成果といたしましては、市民の皆様には不要不急の外出や他県への往来の自粛など、感染症拡大防止対策を積極的に取り組んでいただいたことで、阿波市から1人の感染者が出ることもなく、この感染症の拡大蔓延を防止できていると考えております。

課題といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症は誰もが経験したことのない災害であるため、市民の皆様が不安や我慢によるストレスを感じるなど、今までにない日常生活を送ることを余儀なくされております。本市といたしましては、市民の皆様ができるだけ安心して生活できるよう、正確な情報をより早く、わかりやすく発信する一方で、市民の皆様の声に基づいた支援事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁でもありましたように、この本部の開設の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最少にするということであります。そのために、9回の本部会議を開催し、指示、伝達、情報共有などを行い、感染拡大防止対策をとってきました。その結果、現在のところ阿波市は感染者ゼロであるということであります。

自治体行政にとって重要なことは、現に取り組まれている政策が住民や地域にとって本当に効果があるものなのかを明確にすることだと思います。その意味で、この対策本部に市民の生活実態が正確に伝わり、願いやニーズをどれだけ吸い上げられているか、その窓口である各課がしっかりアンテナを張って本部に情報を持ち込み、政策判断に生かし切れているか、つまり現場性が非常に大切だと考えます。その組織としての検証をきちんとしていくことが、第2の目的の市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最少にすることにつながると考えます。

そこで、再問です。

今後どのような対策によって市民ニーズを満たし、安心を生み出していくのかについてお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局长。

○危機管理局长（吉川和宏君） はばたき藤本議員の代表質問1問目の新型コロナウイルス

ス対策についての再問、今後どのような対策によって市民のニーズを満たし、安全を生み出していくのかについてお答えいたします。

先ほども述べましたように、この新型コロナウイルス感染症は誰もが経験したことの無い災害でございます。今回の新型コロナウイルス感染症への情報伝達の対応につきましては、ケーブルテレビ、文字放送での市長メッセージや対策本部及び各課からの情報配信、また広報紙では新型コロナウイルス感染症に特化した情報掲載等、あらゆる手段で市民の皆様へ周知してまいりました。

今後におきましても、ケーブルテレビや音声告知器を初めとする本市の強みである媒体を駆使し、スピード感を持って正確な情報を発信できるよう鋭意努力してまいります。

加えて、第2波、第3波の感染の発生に備え、市としてマスクや消毒液などの必要な備蓄の確保に努めるとともに、市民の皆様には新しい生活様式、スマートライフの定着をお願いし、実践例に示してあります一人一人の基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイルの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、6月12日に、国の令和2年度第2次補正予算が成立いたしました。国や県のあらゆる交付金を活用し、一日でも早く社会経済活動の着実な回復ができるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今回の答弁では、さらなる情報の発信、感染発生に備える備蓄の確保、市民に対する新しい生活様式、さらに国、県等の交付金、これを活用して、社会経済活動の着実な回復を図るという答弁をいただきました。

今回のコロナウイルスの件で、私のところにも市民の皆さんからいろいろと声が届いております。集約しますと2つになります。1つは、市は頑張っているのだろうけれども、施策が十分見えてこない、2つ目はスピード感が十分伝わってこないということです。

1つ目の市の施策が見えてこないというのは、どんな対策をしているのかわかりづらいということだとも思います。確かに感染防止対策や公共施設の利用、イベントの開催、生活や雇用における交付金などの情報は、音声告知器、ケーブルテレビ、ホームページなどを通じて市民に届けられております。要は、出し方や内容に少し課題があるのではないかと考えております。例えばホームページを開きますと、コロナ関連の新着情報がどんどん

出てきております。特設コーナーもありまして、市長メッセージがあつたりしますが、ただ国や県の外部サイトのリンクされたものが多くて、市が主体性を持って市民に直接呼びかけ情報提供しているものは余り多くないのではないのでしょうか。

私、今回、近隣の市町村を初めいろんな自治体のホームページ等を開いて、情報のあり方がどうなっているのか自分なりに調べてみました。

例えば徳島市なんでもございますが、ホームページを開きますと、市民、事業者、子育て世帯、高齢者、生活困窮者など、対象を絞って細かく情報を提供しています。さらに、10回にわたり市長メッセージを、教育の分野では教育長が数回にわたり保護者に向けて不安を解消するための情報を提供しております。その他、人権への配慮など、市民目線に立った情報を整理し伝えているところは大いに参考になりました。また、新型コロナウイルス対策本部で話し合われた内容を随時流して、その臨場感を市民に伝えております。私は、このようなやり方、さらには以前から何回か要望しております、いわゆるスマホでキャッチできるSNS、これの効果的な活用についてお願いをしておるところであります。鳴門市はツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、LINEなどをうまく使いながら、直接市民とつながり、リアルな情報を伝えておるようです。このような多様な手段で市民ニーズに沿い、安心や信頼をつなげる情報発信の工夫が要るのではないかと思います。

2つ目のスピード感ですが、今回市独自の給付金の出し方が遅いのではないかと、また学校教育に関する事、公共施設の利用などについてももっと丁寧できめ細かな早い情報が欲しいという市民の声を耳にしました。予期せぬ危機に際しては、何よりもスピードが重要です。市は何もしていないわけでは決してありません。6月補正でしっかりと対策を打ちました。国や県との調整もあって、事務作業などにも大変ご苦労されていることも多々あることでしょう。しかし、ここは市民の立場に立った情報の見える化と同時に、スピード感を持って安心を生み出す対策に一層ご努力いただきたいと思っております。

次に移ります。

学校が約2カ月半の間休業となりました。誰も経験したことがない事態を前にして、子どもたちや保護者、先生方、そして教育委員会などの関係者が戸惑い、コロナに翻弄されました。年度末から新学期というとても大事な時期に、子どもたちはある意味教育を受ける権利が保障されませんでした。近所に小学校1年生の子どもがいるんですけども、「おっちゃん、早う学校に行きたいな」って言うてきました。私、その声に対して、もどかし

い思いをしながら、「そのうち始まるけんな、待ってや」と言うのが精いっぱいでありました。今やっと日常が動き始め、学校に子どもたちの笑顔が戻ってきました。とてもうれしいことです。

そこで、質問です。

1点目、新型コロナウイルス感染防止による長期休業による影響がどのように出ているのか。

2つ目、今後学びの取り返しや教育格差の是正をどのように進めていくかについてお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、学校教育についての1点目、新型コロナウイルス感染防止による長期休校による影響がどのように出ているかと2点目、今後学びの取り返しや教育格差の是正をどのように進めていくかについて、続けて答弁いたします。

新型コロナウイルス感染防止による臨時休業期間中、学校からは家庭学習の定着に向けて家庭訪問をしたり、電話連絡を繰り返し行ったり、ACNを活用して子どもたちへの応援メッセージの発信をするなど、学校再開後においてスムーズに授業が進められるよう子どもたちのかかわりを大切にまいりました。子どもと先生方のつながりに加え、ご家庭のご理解、ご協力のおかげもありまして、5月21日の再開日にはほぼ全員がそろい、久しぶりの友達との再会に子どもたちは生き生きとし、休業前と変わらない状態でスタートをいたしました。学校によりましては、欠席がちであった子どもたちが登校できたといううれしい連絡もございました。心配しておりました授業態度、学習意欲とともに、どの学校においても良好であると聞いておりますけれども、小学1年生に関しましてはまだ学習の習慣が身につけていない子どももありまして、座席に45分間座る練習や担任の話をしっかりと聞く指導に重点を置いているところでもございます。子どもたちの健康、体力面では各学校とも身体測定を始めているところでもございますけれども、自宅待機により肥満度が上がった子どもが少しふえているということで、今後健康管理に気を配りながら、徐々に運動に親しめる環境をつくっていきたいと考えております。

次に、2点目、今後学びの取り返しや教育格差の是正をどのように進めていくかについて答弁いたします。

このたびの休校によって、小学6年生を例に申し上げますと、国語、算数、社会、理科

の4教科と今年度から教科化されております英語を含めると、54時間分が未履修になっております。この時間を2学期までに取り戻すために、夏休みの授業により約80時間を確保するとともに、気になる子どもにおきましては十分な配慮をしながら学習を進めてまいります。

現在、学校が始まり、子どもたちは元気に登校しているとの報告を受けておりますけれども、社会経済活動の長期自粛要請により、保護者の経済状態の悪化による家庭環境の変化やさまざまな不安やストレスを抱える児童・生徒が出てくる可能性もございます。特に小・中とも新入生については、家庭との連絡や学校との情報交換を綿密に行うようにしております。また、長期休業期間中に家庭内でトラブルやSNSの被害が起きていることも考えられるため、生活アンケート調査等を行い、悩みを抱える児童・生徒の早期発見、早期対応に努めているところです。さらに、今後は学級担任や養護教諭を中心に、きめ細かく健康状態を把握し、状況によりましてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる心理面、福祉面のサポートが受けやすいよう連携を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 長期休業により外遊びが十分にできず、家に閉じこもっていた子どもたちは相当なストレスがたまっていたことでしょうか。家庭によれば、落ちついて勉強する場がなかった子どもたちもいたと思います。その意味でも、家庭環境によって学力や生活の質の格差が広がったということが言えるのではないのでしょうか。

学校は、全く学習が進んでいない中でありまして、あの手この手で家庭と連絡をとりながらプリントやドリルを初めとする宿題、指導に頭を悩ませたことだと思います。幸い、ただいまの答弁で、長期休業の影響を感じさせず元気に登校しているということをお聞きしまして、安心しました。ただ、1年生に落ちつきがなかったり肥満度が上がった子どもが少しふえているというところは気になるところでございます。今後、おくれを取り戻すために、夏休みを大幅カットして授業時数を確保するということがわかりました。

このような予期せぬ長期の休業を経験して、その取り返しに何をどのようにすればよいのか本当に悩むところだと思います。しかし、焦っては逆に子どもたちを追い詰めることにもなりかねません。本来、学校での学びは、ゆったりとした時間の中でさまざまな体験や行事などを幅広く行い、友達との人間関係を深める中でじっくりと身につけていくもの

だと思えます。また、レディネスという言葉がありますが、ただ教えていけばいいというのではなくて、子どもが学びを受け入れる最適な時期というのがございます。その土台となる心や体の育成が不可欠です。ここは、子どもたちの変化を注意深く見詰めながら、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、大きな視野で焦らずじっくり子どもを育てていくことが重要だと感じます。

次に、再問として、パソコン1人1台やオンライン学習などに対する新しい学びというのがありますが、これをどう推進していくのかお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） はばたき藤本議員の代表質問2問目、学校教育についての再問、パソコン1人1台やオンライン学習などに対応する新しい学びをどう推進していくかについて答弁させていただきます。

本市のICT環境の現状は、平成27年度に各小・中学校に30台から40台のタブレット型パソコンの導入を行い、授業に活用しているところです。ICTを活用した授業日数は年々増加しており、ICT機器を活用することでテーマに沿って情報収集し、それをまとめる調べ学習や協働学習ができるようになり、子どもたちの学習意欲の向上につながっております。また、ICTの活用は、学校の臨時休業中において家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際、また教科書会社が発信するデジタル教科書や各種の学びのサイトなどを活用して行うオンライン学習などにも有効な手段と認識しております。さらなるICTの活用の推進に向けては、学校内の情報教育担当教員を中心に校内研修を充実させていくことが大切と考えておりますが、研修の時間の確保が難しいことや苦手意識を持っている教員のICTの活用が進みにくい実態もございます。

この課題に対応するため、本市では教育委員会内にICT関係研究員だけでなく、学力向上推進講師を加えた2名体制で授業支援や導入ソフトの操作支援、情報セキュリティーに関する校内研修支援等で、学校に対して技術面、運用面できめ細やかな支援を行っており、教職員のICT活用能力の向上に取り組んでいるところです。

国におきましては、昨年度新たな時代を担う人材の教育などに必要な学校ICT環境の整備として、義務教育を受ける児童・生徒が1人1台のパソコンを持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、GIGAスクール構想の実現に向けたスケジュールを発表しました。このスケジュールでは、令和2年度に小学校5、6年生と中学校1年生が導入対象となっておりましたが、災害や感染症発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I



C Tの活用により全ての子どもたちの学びの保障ができる環境を早急に実現する必要から、令和5年度までに達成するとしていたパソコン端末1人1台の目標を前倒しすることが求められております。

現在、本市では市内小・中学校14校の全てに高速大容量の校内通信ネットワークの整備事業に着手しており、今後導入を行う1人1台のパソコンをこの校内通信ネットワークに接続し、運用を行うこととしております。

情報化社会を生き抜く子どもたちを育成するためには、コミュニケーション能力や主体的に課題を解決できる能力を身につけることが大切と考えており、I C T機器が有効活用できるよう、ハード面、ソフト面、指導体制の充実に取り組んでいくことが大切と考えており、I C T機器の特性や有用性を最大限に生かした授業ができるよう一層努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） この長期休業で注目を浴びたのが、今のお話でもありましたが、オンライン学習です。家にいながら学校とネットにつながり、双方向でやりとりをしながら学習を進める。まさに情報化社会、次のS o c i e t y 5 . 0を反映する学習のあり方だと思います。しかし、その環境は整っておらず、今回公立の学校でそれができたのは5%程度だということでありました。国は、本来数年かけて行う予定だった学校へのパソコン1人1台の整備を今回のコロナウイルスの感染の影響もあって、一挙に前倒しをして今年度中に実施することになりました。いわゆるG I G Aスクール構想です。急遽予算をつけ、各自治体におろしてきております。今、阿波市の学校も、教育委員会も、これをどのように整備し、I C T環境教育を進めていくのか、大変頭を悩ませていることだと思います。先日の補正における内容も、これに関連したものが幾つか出ておりました。

ただいまの答弁でも、市内の小・中学校全てに高速大容量の校内通信ネットワークの整備事業に着手するなど、さらなるI C T教育の環境を整えつつあるということでありました。教育現場では、パソコンの端末、これはそろっても、基本ソフトをどうするのか。教材やセキュリティー対策、クラウド、周辺機器の整備は整うのかと。ただでさえ多くの教育課題に追われている中、研修は本当に進んでいくのだろうか等々、大変な悩みを今抱えているようです。私も、これ学校支援におきましては、何回か要望いたしましたが、やっぱり現場が一番欲しいのはマンパワー、つまり人の配置です。国のほうも、今回の事業に

際し、ICT支援員やスクールサポーターの配置に触れてはおりますが、これは自治体の対応なくして実現できるものではありません。どうか市当局には学校現場のニーズを最大限聞き取り、このGIGAスクール構想がスムーズに進むようお願いをいたします。それは、子どもたちの学びを保障することでもありますし、未来への不可欠な投資である、このように考えております。

次に移ります。

この4月は、地方分権一括法が施行されてから20年目の節目となります。この法律が国が自治体を出先機関のように使う、いわゆる機関委任事務を廃止するなど、国と地方との関係を上下関係から対等な関係、地方分権つまり地方のことは地方で決めることを目指したものだと思います。

この中の市町村の合併に関する法律の改正が起点となり、いわゆる平成の大合併が進みました。阿波市においても、本年4月1日で合併16年目を迎えることになりました。合併による一番の成果は、行財政の推進による財政基盤の強化であると言われています。

そこで、質問をいたします。

平成の大合併における財政効果について。

1つ、合併に係る普通交付税措置、国や県の補助金の活用はどうなっているのか。

2つ目、合併特例債の活用実績はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） はばたき藤本議員の代表質問3問目、平成の大合併による財政効果についての1点目、合併に係る普通交付税措置、国や県の補助金等の活用はどうなっているのか及び2点目の合併特例債の活用実績はどうなっているのかのご質問について一括して答弁いたします。

吉野町、土成町、市場町及び阿波町の旧4町が市町村合併を行う中で、日常生活圏の拡大や少子・高齢化対策など、合併を推進した理由が幾つかある中で、重要なものの一つとして、議員お話しの財政状況の安定化があります。国や県においては、合併する市町村を支援するため、普通交付税の合併算定がえや合併特例債を初めとする手厚い財政支援策を準備し、これらの制度を活用することによって、現在の本市においては健全な財政状況を維持しているところでございます。

財政支援策の一つである普通交付税の合併算定がえについて、合併前の旧4町が存続しているものと仮定して普通交付税額を計算し合算した額が交付されるもので、昨年度は阿

波市単独で計算するより約8億4,000万円の加算となっているところでありますが、この優遇措置も段階的に縮減され、今年度で終了することになっています。

国における財政支援である市町村合併推進体制整備補助金4億8,000万円は、平成17年度のケーブルテレビ整備事業、平成19年度の教育用コンピューター整備事業の財源とし、県における財政支援である市町村合併特別交付金7億円は平成20年度の防災体制整備事業、平成24年度、平成25年度の八幡幼保連携施設整備事業の財源として充当しております。

次に、合併特例債の活用実績でございますが、市民の皆様に市町村合併を実感していただける事業として、ケーブルテレビ整備事業と新庁舎交流防災拠点施設整備事業を実施し特にケーブルテレビ整備事業については、合併後の行政情報伝達手段の充実や地上波、デジタル放送対応のため、3年をかけて整備を行ったところであります。新庁舎・交流防災拠点施設整備事業において、市役所、新庁舎は市民のための庁舎を基本理念に、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、全ての市民の皆様に安心してご利用いただける施設とし、交流防災拠点施設アエルワについては、文化の発信と災害発生時の拠点となる施設としてさまざまなイベントや防災訓練に活用されているところであります。さらに、児童・生徒が安心して学べるよう義務教育施設は耐震化工事や大規模改修を、また安心して子育てできるよう幼保連携型認定こども園や放課後児童クラブの整備にも取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 1点目の合併に係る普通交付税措置、国や県の補助金等の活用においては、阿波市内の一体感の醸成のために効果的に活用されていることがわかりました。

2点目の合併特例債の活用実績も、ケーブルテレビ事業や新庁舎建設などに計画的、効率的に活用してきたことがわかりました。

一方、国を促すために、財政優遇債、つまり普通交付税の合併算定がえや合併特例債のあめと交付税削減によるむちを使い分けたとも言われております。いわゆる2004年、平成16年から2006年、平成18年に行われた三位一体改革によって、国庫補助負担金の廃止、削減、税財源を国から地方への移譲、地方交付税の一体的な見直しがなされたと。また、町村が一般市となる人口要件も5万人から3万人と緩和したことも合併を加速

させたと言われております。その結果、約3,200あった市町村が1,700余りに減りました。その一つが2005年、平成17年4月に合併した阿波市であると認識しております。

次に、再問として、1つ、合併特例債の今後の活用計画について、2つ目、合併後の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスについて、町田副市長にお尋ねをいたします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目の再問、2点いただいております。

合併特例債の今後の活用計画についてと合併後の基礎的財政収支、プライマリーバランスについて順次答弁させていただきます。

合併特例債は、合併当初10年間の活用期間でございました。しかし、平成23年3月の東日本大震災等によりまして2度の延長がございまして、現在のところ西暦で2025年度、令和7年度までが活用する期間となっております。そして、本市における活用限度額でございますが、総額におきましては約222億円で、その内容につきましては施設整備、いわゆるインフラ整備に198億円、基金造成に24億円というようになっております。そして、これまでの活用率は約89.7%ということで、残り約20億円が活用限度額となっております。

議員ご質問の合併特例債の今後の活用計画につきましては、土成中央認定こども園の大規模改修、また教育施設の整備、上水道の施設整備の出資金、あわせてスマートインターチェンジの整備、主要幹線道路整備などの事業を順次現在のところ予定しております。

先ほど議員も言われましたように、合併特例債につきましては、その借入金の元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額で後年度に負担してくれるという非常に貴重な財源でございますが、今後の活用につきましては十分に検討協議を重ねた上で、市の将来にとって真に必要な施策に活用していきたいと考えております。

次に、最後の質問でございます合併後の基礎的財政収支、これプライマリーバランスでございますが、基礎的財政収支は、市役所の一般会計は単年度予算でございますので、歳出というのが新たな借入金に頼らずに、その年度の税收等で賄えているかどうかを示す指標でございます。

基礎的財政収支につきましては、全国で統一された計算方法がなく、各地方自治体で異

なっておりますが、阿波市におきましては財務省が作成しております地方公共団体向けのハンドブックによって作成しております。この中には、歳入の中で借入金、市債だけでなく基金や繰越金も考慮する必要があるとされており、それを計算した結果、平成30年度までが決算認定をいただいておりますが、その14年間におきまして平成19年度と平成26年度にマイナスという数字が出ております。この要因につきましては、平成19年度にはケーブルテレビの整備事業、平成26年度には新庁舎及び交流防災拠点施設整備事業ということで、新規の借入れが必要であったんですが、多額であったということで数値化されております。そして、市町村合併に伴う、先ほど企画総務部長のほうから説明がありましたが、財政優遇措置が徐々に少なくなっている状況でありますので、今後のプライマリーバランスを含めましたさまざまな財政指標におきまして、現在の健全財政を維持できるように、悪化を招くことのないように、今後の財政運営につきましてはより一層慎重に行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 私の今手元に、合併をしてから財政の健全化を判断する経年変化の資料を持っております。2007、平成19年から2018、平成30年までの重立った変化を見てみますと、財政力指数は0.41から0.35、経常収支比率は89.3から91.8、実質公債費比率は12.3から7.8、将来負担率は89.0から数字の出ないマイナスへと、さらに積立金は41億円から141億円ということで、ただいまの答弁でもありましたように、財政は非常に安定をしておりますし、さらにその上に基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスのお話を副市長からいただきましたが、これも非常に安定しているということでもありますので、阿波市の合併の15年の実績というのは評価できる。やはりこれは市長をトップとした努力のあらわれであるというのが数字に出ていると、こういうふうに感じています。

今回の新型コロナのウイルス感染がもたらした一連の動きであります。ある意味、国と地方の関係をさらけ出しました。住民への支援策は、地域の実情を知る自治体が住民のニーズに即した事業ができるし、スピード感を持って対処することもできるということです。問題は、東京や大阪、大きな自治体でなくて、私たちのこういった自治体もそうなんですけども、財源ですよ。もう行き着くところは財源ということになると思いますが、自由に使えない、財源がない自治体は効果的な独自策を打ち出すことができにくいという

ことで、いわゆるない袖は振れないということでもあります。その意味で、さらなる努力で、一步でも阿波市のことは阿波市で決められるように、財政基盤が今後とも強化できますことをお願い申し上げまして、私の質問とします。

以上、ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これではばたき藤本功男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

（ 1 2 番 吉田 稔君 入室 午後 2 時 1 0 分）

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会江澤信明君の代表質問を許可いたします。

阿波清風会江澤信明君。

○ 1 4 番（江澤信明君） マスクを外して質問させていただきます。

今回は 3 点ご質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの市としての対策について、まず 1 点目は、新型コロナウイルス対策事業に係る予算の一般財源及び基金の取り崩しについて、そして新型コロナウイルス対策事業に対して国の法律改正等が多くあるが、市の対応はどのようにしていくかという、この 2 点を質問いたしますが、前回は国の 1 次補正が終わりまして、今回 2 次補正が出ております。2 次補正は、1 次補正の関係で市の国民健康保険条例とかああいうのを改正させて整理させていただきましたけれども、そのように国の法律は今回の新型コロナウイルスに対しての新しい法案がどんどん出てきております。だから、これに対して第 2 次補正のときにいろんなまた法案が出てくると思います。これに対して、阿波市は、各都道府県にしても、各自治体にしても、それぞれの基金を取り崩して県独自の対策、地方自治体、市町村の独自の対策をしております。ただ、国のほうとしては、そういう部分に関して各自治体に交付金としてお渡しするというふうなことになっておりますが、交付金自体が十分それに対して基金の取り崩し等が補填できるかどうかということもまた疑問でございますが、やっぱり新型コロナ対策に対して、阿波市にしても市独自の支援策、また県に対しても県の独自策をしておりますので、財政的な面で阿波市の部分についてどのように一般財源から繰り入れたり、また交付金でそれが補填ができるかどうかということをお聞きし

たいと思っております。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 阿波清風会江澤信明議員の代表質問1問目、新型コロナウイルスの市としての対策についての1点目、新型コロナウイルス対策事業に係る予算の一般財源及び基金の取り崩しについて答弁いたします。

新型コロナウイルス対策に対する予算は、一般会計補正予算（第2号）及び国民健康保険特別会計補正予算（第1号）におきまして、あわっ子応援特別給付金事業を初めとする予算を計上し、開会時に議決をいただき、現在早期支給に向けて準備を進めているところです。この第2号補正予算額2億9,080万円の財源内訳は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億9,025万円、学校臨時休業対策費補助金が24万3,000円、財政調整基金の取り崩しが1億30万7,000円となっております。そのうち、国から交付される地方創生臨時交付金につきましては、事業計画書に基づき事業を実施するもので、国への交付申請等の準備を進めております。また、この地方創生臨時交付金は、上限が定められておりますが、国において第2次補正予算が国会で可決され、追加配分されることが決定しておりますので、追加の事業について検討を開始しているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大による地域経済や市民生活に与えた影響は甚大で、今後予想される第2波、第3波の感染拡大防止や市民生活の支援については、全て国の交付金で賄うことはできないと考えており、必要な財源は財政調整基金や一般財源で対応しなければなりませんので、基金の残高に十分留意しながら堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目で、新型コロナウイルス対策の事業に対しての国の法律改正が多くあるが、市の対応はどのようになっているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策に関連し、数多くの法律等の改正が行われ、国、県においては、感染拡大の防止や社会経済活動の両立に向けた補正予算が計上されています。本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等に国民健康保険税や介護保険料を減免できる要件を規定するなど、条例等の改正を行っており、また市独自の事業を補正予算に計上し、市内に住所を有する18歳以下の子どもさんがいる世帯に対し、子ども1人当たり1万円を支給するあわっ子応援特別給付金事業や、徳島県と協調し、経営状況の厳しい農業者の方に融資額に応じた一時金を支給する新

型コロナ対策農業者応援給付金事業、さらにはセーフティネット保証制度等による融資を受けられた事業者の方に対し融資額に応じて最高50万円を支給する新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業、加えて家庭において児童・生徒がオンライン学習ができるようタブレット端末等の貸し出しを行う家庭学習のための通信機器整備支援事業など、生活の支援、中小企業、農業者への支援、感染防止を3本柱にして対策を行っているところで

す。

今後につきましても、国や県の動向を注視するとともに、市民の皆様の声をお聞きしながら、市民生活に大きな影響が出ないよう万全の対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 先ほど部長のほうからいろいろ答弁をお聞きしまして、市独自のあわっ子の18歳以下に1万円とか、また妊婦に対しての加算とか、また交通遺児とかひとり親に対しての加算とか、いろいろ市独自の事業を展開しており、また生活支援、中小企業、農業者への支援、感染防止を3本柱で市が対応しているというふうにご答弁いただきましたが、やはりこれから第2次補正が可決されまして、GoToキャンペーンとかというふうな制度も多分にこれから出てきて、厚生省また経産省、農水省、こういうふうな3つ4つの省庁に分かれていろんな政策が出てきます。そのたびにいろんな法律が出てきますので。それでまた、窓口が、国が直接なされている支援の窓口、また県が窓口になっている、また地方自治体の市町村の役所が窓口になっている、いろいろな政策があって、私自身もこの政策は国、この政策は市、この政策は県とかというて、いろんな窓口になっておりまして、阿波市あたりは国民1人当たり10万円という給付は、先ほど武澤君の質問で96%が阿波市ではもう配付ができるとということになっておりますが、阿波市あたりだったらまだ自治体の中で郵送したり、点検したりできているんだけど、大きな町、何十万世帯とかそういうふうになれば、もう民間に委託せなんだら市役所では対応できないということで、全国的にはまだ30%ちょっとしか国民1人当たり10万円が配付されてないということになっております。本市の場合は、そういうふうなことで機敏に動いていただいて、市民の多くの方々に配付できたということは十分評価できると思っております。

それとまた、今ご答弁にありましたように、3本柱が十分機能できるように、そしてまた第2次補正でいろんなこれから法律ができますので、それを十分国と県との連絡を密に



して、どういう制度ができるかということのを正確に素早く把握して、スピーディーに市の政策に転換していただけたらありがたいなと思っております。

それと、次の学校等では3密を避けるために窓をあけて授業、保育等となると思いますが、熱中症対策はどのようになっておりますかということの質問でございますが、去年の消防庁の統計でお聞きしますと、年間7万件あたり熱中症で救急車が現場に駆けつけたということで、今日の新聞でも、徳島県のゴルフ場で熱中症で1人亡くなったというふうな新聞報道もございます。また、熱中症というのは、何が大事なのかといたら、新型コロナと同じような症状で高熱を発したりしますので、その辺を十分知って、学校関係ではマスクをして授業をしておりますので、そのあたりを十分対策せなったら、熱中症がこれから随分ふえてくると思っておりますので、その辺をお聞きしたいなと思っておりますので、どうぞ答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○阿部教育部長（阿部仁子さん） 阿波清風会江澤議員の代表質問1問目、新型コロナウイルスの市としての対策についての2点目、学校等では3密を避けるために窓をあけての授業、保育等となると思うが、熱中症対策はどのように行うのかのご質問に答弁させていただきます。

学校では、新型コロナウイルス感染症予防のため、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの徹底などに配慮しながら新しい生活様式のもとで教育活動がなされているところですが、今後暑くなる時期を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策に加え、熱中症対策にも配慮していくことが重要であると考えています。

本市におきましては、平成29年度より全小・中学校の普通教室にエアコンを設置しており、夏季においては教室内の気温等の状況によりエアコンを稼働させた授業となっております。このエアコン使用について、新型コロナウイルス感染症対策として、教室の小まめな換気を実施することが必要ですので、30分に1回、数分程度2方向の窓を同時にあけて換気することを予定しておりますが、これも室温の上昇などの問題も懸念されます。

また、感染症対策として、せきエチケットの実施や飛沫を飛ばさないよう、マスクの使用が必要となっておりますが、マスクの着用は時には急な体温上昇や呼吸困難なども招きます。熱中症対策としては、特にエアコンによる空調の使用が必要であるとともに、子どもたち一人一人の体調の把握を行うことが重要であると考えております。エアコンや窓を

あけることによる空調管理の徹底だけでなく、適切な水分補給の時間の設定を行うなど、子どもの体調に気を配った上での教育活動を行ってまいります。また、体育の授業や登下校時などに熱中症のおそれがある場合はマスクを外すなど、適切な対応をとってまいります。

各学校により建物のつくりや周辺環境等、風通しや暑さも違うと思われますので、エアコン稼働させる温度や設定温度等を一律に決めるのではなく、それぞれの学校の状況に応じて柔軟に対応し、児童・生徒の健康保持のため、今年度は熱中症予防対策に加え、新型コロナウイルス感染症予防対策にも十分配慮し、授業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 今教育部長のほうから、学校の3密に対しての熱中症対策をお聞きしましたように、ただ今の答弁の中で1つ、30分に1度換気するということになっておりますが、学校授業は1授業大体50分だろうと思っております。だから、50分の間に途中で窓をあけたりしたら、また暑い熱風が入ってきますので、できれば50分なら50分はエアコンをつけてお休み時間に換気するというふうな格好で対応していただいたらええなど。というのは、8月の夏休みを短縮して、もう一番暑いときに授業をなされますので、そのあたりを十分配慮していただいたらええなど。それとまた、学校によって、阿波中の六角形とかああいうふうな換気がなかなかできにくいところとか、もともと暑い暑い言った御所小学校みたいなどところとか、また風通しのええ校舎のところもありますので、十分現場現場で先生の対応をしていただきたい。また、授業中でも、余り暑ければマスクをはずしても構わないとかというふうに、現場現場でもその先生の判断にお任せして、それとできれば30分に1回とかというのは、暑い最中に二、三分あけただけで教室がまたもとどおりにぬくうになるやということがありますので、そのあたりを十分現場現場の先生の判断で授業を行っていただきたいと思っております。これは要望やけども、現場現場の先生の判断を十分教育委員会としてもお願いしたいと思っております。

それでは、1問目についてはこれで終わらせていただきます。

2番目の質問でございますが、新型コロナウイルスの終息後の働き方改革についてというので、いろいろ問題があって、今テレワークでいろんな働き方が変わっております。また、阿波市の市役所の中でも、IT化が十分なされているのか。また、今回私が一番残念

に思ったのは、日本国内がIT先進国と思っと思ったのが非常におくれているということでございます。また、韓国とか台湾とかヨーロッパ関係あたりでは、非常にオンライン化がいろんな部門で進んでおりまして、日本はそのあたりが十分進んでないと。ドイツあたりでは、一律国民に給付するのに二、三日で終わったということは、赤ん坊が生まれたときに赤ん坊そのものにナンバーがそのままずっと続いていくというふうな制度があるらしいですけど、日本のIT化のおくれというのは非常に残念なことと思っております。

また、市長の机の上、議長の机の上を見ると、決裁の判こを押すのに山のように書類が積まれておる。これもまた、国のほうも決裁の印鑑を電子化するとかというふうな制度を取り入れるということになっておりますので、また市役所内でのIT化の取り組み、そしてまた小・中学校に本年度の予算では、小学校5年、6年、中学校1年で予算を組んでおりますが、今回国のほうが2,292億円の補正予算を組んで、全小・中学校の生徒にタブレット端末でICTを配付するということになっております。

また、今回の場合の学校閉鎖に当たりまして、私立の中学校、高校、それはオンライン授業で行ったのが63%あると。また、公立のほうはほとんどないということで、学習機会の格差が非常に都会のほうでは出てきたということになっておりまして、またOECDの加盟国の中で、日本が一番オンライン授業でおくれとというふうな統計もございます。ただ、全ての小・中学校の生徒に配付するというので、全国一斉にそれを今申請しておりますが、非常に機器がそんだけ十分に対応できないと。また、機械を今年度中に小・中学校に全て配付できるかといったら、また機械部品とかいろんな部分があつてなかなか難しいことがございますが、阿波市の場合もそれを十分に把握して、そういう事業に取り組んでいただく。また、家庭環境によってオンラインができるような家庭とまたできないような家庭がございまして、各家庭にそれができないようなところはモバイル端末を貸与するとかというふうな制度もございますので、その辺を十分精査して、こういうふうな制度を十分理解しまして、質問の一端としてご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 江澤議員の代表質問の2問目、新型コロナウイルスの終息後の働き方改革についての1点目、市職員など公的機関のIT化をどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

全国の自治体で、地震や津波等の災害により庁舎が被災し、サーバーの故障や貴重な情

報を失うことが多く発生したため、国が数年前から市町村の住民基本台帳や税情報システムを原則クラウド化することとし、導入促進を進めております。

本市では、県内の市町村に先駆けて、平成27年3月より情報システムのクラウド化について、佐那河内村とともにグループ導入し運用を行っております。

次に、ウェブ会議についてですが、カメラ、マイク、スピーカーを内蔵するノートパソコンを準備し、県のシステムを活用して県主催の会議などに市役所から参加できるようにしております。新型コロナウイルス発生後は、県主催や県が関連する会議についてはほとんどウェブ会議によって行われており、一般職員の参加はもとより、市長も5月21日にこの会議システムを使い吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会に出席し、発言を行っています。この会議システムについては、徳島県と県内市町村がシステムを共同利用しており、徳島県セキュリティークラウド上にシステムを構築しているため、市単独の導入に比べ安価な金額で高いセキュリティーを保持したまま使用することができています。

さらに、在宅テレワークについても検討を行っているところであり、現在国、本市を含む全国の自治体では、ネットワークを3系統に分けて、セキュリティーの確保を行っています。具体的には、マイナンバーや住民基本台帳や税の情報を扱う個人番号利用事務としての基幹系、国の省庁と全国の自治体とのメール連絡や内部情報を扱う情報系、インターネットの閲覧や外部からのメールを扱うインターネット系に分離しています。在宅テレワークを推進するに当たり、自治体の運用では基幹系のネットワークに接続して利用することは国が認めておらず、このうち情報系のネットワークに接続して内部情報を扱うことが一般的です。この接続に際して、紛失や盗難対策で端末にデータが残らない、またハッキング対策でインターネットとは別の専用ネットワーク等、高いレベルのセキュリティー環境が必要で、その構築には多額な費用がかかることがわかっています。

今後、行政運営の効率化を図る上で、徳島県市町村情報化推進協議会、とくしまICT推進フェアや各種セミナーに参加し、最新技術の動向や知識の習得に努め、最適な方法を研究検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 阿波清風会江澤議員の代表質問、今年度小・中学校にタブレット端末の導入があるが、市職員などの公的機関のIT化をどのように考えているのかの中の、小・中学校のタブレット端末の導入状況につきまして答弁させていただきます。

現在、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、国の進めるGIGAスクール構想による高速大容量の通信ネットワークを前提とした小・中学校の児童・生徒1人1台のパソコンの整備が急務となっております。さらに、学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子どもたちの学びが保障できる環境を早急に実現する必要がある、令和5年度までに達成するとしていた児童・生徒1人1台のパソコンの整備目標を前倒しすることを国が要請しております。

このため、本市では、本年度の当初予算には小学5年生、6年生と中学1年生の整備費用を計上しておりますが、他の全ての学年分の端末整備についても前倒しをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） このコロナの問題が終息しまして、これから日本国内のそれぞれの働き方ががらっと変わっていくと。また、業界自体の業態も変わっていくように思われております。また、私ども阿波市もそうですけども、国から全て自治体のIT化というもののおくれが非常に今回は目立ったような状況でございますので、これが国のほうがICTを早急に導入するというふうになっております。

ただ、この阿波市の市町村レベルでは、在宅勤務ということはなかなか難しい。というのも、市役所、市町村役場というのは、もう究極の住民に対してのサービス産業でございますので、なかなかテレワークというのは難しいと思いますが、ただ阿波市庁舎内でICTの導入がどこまで本当に進んでいるのかが、電子決済にしてもそうですけども、端末を皆さんが使用なされる状況を十分理解しているのか。

また、議長のほうにもお願いしたのは、4年ぐらい前に一度タブレットの研究会を発足しましたけども、市役所内また議会内もそういうふうな研究をしていかないといけないと思っております。

また、今度の学校に関しましても、端末のはっきり言えば取り合いみたいな状況が生まれてくると思いますので、何月何日までに全部が整備できますというふうな明言はできませんと思いますが、十分にメーカーと協議しまして、なるべく早く整備できるように努力していただきたいと思いますので、この項はこれで終わります。

次に、少子化対策についてでございますが、移住・定住を希望する子育て世帯に対して固定資産税の税制面での優遇措置を考えているのか、またUIJターンに対して土地の分

譲を行うことが適用されるのかということでございますが、これはこの間新聞等でちょっと見ましたが、日本国内の今の出生率が1.36というふうな数字が出ておりまして、死亡者数から出生者数を引いた自然減が日本国内で51万5,000人というふうな格好になっております。これは鳥取県と同じような人口でございますが、1つの県が消えたような状況になっておりますし、またこれは年々恐らく拡大していくものと思っております。また、本市においても、100人超の自然減が毎年これからふえていきます。だから、若者に対しての定住政策というのは、阿波市としては教育、子育ての面に関しましては、藤井市長の英断で、9つのこども園が十分整備できまして、来年度にまた大俣ができたなら、そして土成が大規模改修ができましたら、これで全て完了いたします。また、小・中学校のエアコン設置あるいは大規模改修もほとんど終わっておりますので、子育てとか教育に関しての整備は十分できております。また、働く場所に関しましても、ここ数年阿波市の工場誘致、これが理事者側の努力によって、また西長峰のサンコーの段ボール、また西精工の誘致、そしてまたトマトパークとか、いろんな阿波市に対しての進出、働く場所がだんだんだんだん整ってきております。まだまだこれから十分に皆さんの努力によって企業誘致をしていただきたいと思っておりますし、また住宅の分譲にしましても、インターチェンジを中心に分譲地が売れていくというふうな状況でございますので、阿波市としても新しい市場のインターチェンジができますので、またその周辺に関しましても分譲が可能だと思っておりますので、このような状況で環境が整ってきておりますので、そしてまた、前年度に私が一番質問したのは市の住宅のストック計画が終わりましたので、そういうところの残地とかいろんな市役所の所有地を安く分譲、定住促進に対して耐えられる土地を精査してくださいということを質問しました。また市のそのときの回答が、また精査して検討してまいりますというふうなお答えでございましたので、どのような状況になるか、また税制面でどのような優遇措置ができるのかということをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 江澤議員の代表質問3問目、少子化対策についての移住・定住を希望する子育て世帯に対して、固定資産税等の税制面での優遇措置を考えているのか、またUIJターン者に対して市の土地の分譲を行うとのことだが、適用されるのかについてお答えさせていただきます。

本市では、今後進めていく人口減少対策や地域経済の活性化、持続可能な地域づくりに

向け、令和2年度から5年間の第2次阿波市総合戦略を策定しました。その中で、結婚、出産、子育ての希望づくり、子育てするなら阿波市を基本目標に、結婚から妊娠、出産から子育て、教育にわたり切れ目のない支援を充実、市民や企業、行政など、地域全体で支え合う子育ての環境づくりを推進しています。また、新しい人の流れづくり、知って、訪れ、住むなら阿波市の基本目標には、住まいの整備、確保として、市有財産を活用し、住まいの確保に向けた取り組みを検討するとしており、新婚世帯、子育て世帯、UIJターナーや誘致企業の従業員などに優良な住宅用地を提供できるよう、移住・定住の促進に努めているところであります。

議員ご質問の移住・定住を希望する子育て世帯に対する優遇措置につきましては、必要な支援策を検討したいと考えています。

また、土地の分譲に関しては、市有財産を有効活用できるよう、候補地を選定し、本年度には実施設計を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 私は、子育て世帯の他町村のお母さん方と時々話すんですけど、阿波市はいろんな制度があつてええなというふうなお声を聞いております。ただ、非常にPR不足でないかいなと思っております。皆様のご努力によって、まず働く場所、それでまた働きやすい、保育、教育に関しても十分よそに比べてすぐれているというふうなことをもっとPRしてほしいと。というのは、どうしてもやはり定住するにはそこにおいて何かメリットがなかったら定住していただけないと思っております。また、どうしても地価も安いような条件もそろっておりますので、これから理事者側も含めて企業誘致をしていただきまして、定住の条件がそろうように、やっぱり働く場所と教育環境、それと地価が安い、この3点で十分対応できますので、阿波市はそれに対して耐え得る市でございますので、そのあたり、どうして定住していただけるかとか、また税制面でどういうふうな制度ができるかということを市長に再問としてお答え願いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波清風会江澤議員からは、移住・定住を希望する子育て世帯に対しまして、固定資産税等の税制面での優遇措置を考えているのかとの質問をいただいております。その質問についてお答えをいたします。

阿波市総合戦略の最終目的でもございます人口減少問題の克服と持続可能なまちづくりを達成するためには、子育て世帯に対する支援は重要な施策と考えております。これまで子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに、民設民営を含む幼保連携型認定こども園の整備などの子育て環境の充実、医療費の無償化などの子育て世帯の負担軽減や学校でのICTを活用した情報教育の推進など積極的に多くの事業に取り組み、効果的に事業を進めることができたと感じております。

議員ご質問の子育て世帯に対しての優遇措置につきましては、固定資産税等の税制面、そして補助金制度の創設など、真に必要な支援策を早急に検討し、実施計画を策定するなど、子育て世帯に経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症を見てみましても、都市部での生活様式が必ずしもよいという評価はなく、人口密度が高い都市部よりも地方での生活を求める声もよく聞こえてきます。本市においても、移住者の方に子育てするなら阿波市という各種情報を提供、発信し、安全・安心なまち阿波市へ移住していただけるよう取り組み、人口減少の歯どめとなるよう努力してまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 江澤信明君。

○14番（江澤信明君） 今、市長から答弁いただきましたが、やっぱり今後コロナ終息後にテレワークというのが一つの大きな日本の国内での動きになると思っております。だから、地方でおっても仕事ができる。子育てを十分するのは環境がええ、また住みやすく災害がない、そしていろんな教育面においても、医療面においても街よりすぐれたような制度がたくさんあるというふうなことを発信していただきまして、こういうふうなコロナ対策後の日本の国内の働き方がものすごく変わってくると思っておりますので、そのあたりを十分皆さんにご理解していただきまして、情報発信もどんどんしていただきたいと思っております。

これで私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（松村幸治君） これで阿波清風会江澤信明君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開



○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 6番笠井安之、令和2年第2回阿波市議会定例会の質問を始めさせていただきます。マスクを外して述べさせていただきます。

通告に従いまして、令和2年第2回阿波市議会定例会の一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は、新型コロナウイルス対策について、2つ目として、固定資産税の徴収状況と不動産の所有権移転事由が発生した場合の早期手続推進について、3番目として、阿波市ブランド戦略の推進状況について、以上3点でございます。

今回の市議会は、特に新型コロナウイルス関連の質問が各議員の代表質問や一般質問に通告されております。質問内容には他の議員の方々と重複するものもあるかと思いますが、避けては通れない重要な事柄でございますので、同じようなご答弁をいただくことになるかもわかりませんが、どうぞよろしくお願いたします。

それではまず最初に、新型コロナウイルス対策についてを質問させていただきます。

皆様ご承知のとおり、日本全国及び世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスは、いつになったら終息するのか予想がつかない状況であります。日本では5月のゴールデンウィークの期間中のステイホームなどのさまざまな取り組みの結果、一時期の猛威からは鎮静化に向かってきておる状況ではあります。日本社会が以前のような活気を取り戻すことによってまた第2波、第3波の発生も危惧されているところであります。幸い徳島県においては新型コロナウイルスに感染された方は5人であり、そのうち1名が死亡されておりますが、これも県外在住の方ということで、徳島県が感染源となる事態は避けられているとのことであります。阿波市においては、現在のところ新型コロナウイルスの感染者は出ていないということで、安心していただいております。

そんな中、日本はもとより、世界経済の落ち込みはかつてないもので、なかなか新型コロナウイルス発生前の状況までV字回復できるのは難しいと思われ。景気の回復が遅くなればなるほど地方への影響は大きくなり、日に日にボクシングのボディーブローのように、地方経済はダメージを受けてくるのが予想されます。また、阿波市を見渡してみますと、飲食業界では外出自粛などによる影響で予約のキャンセルや大人数での宴会自粛

などにより収益が激減し、やむなくテイクアウトに切りかえた店も多くあるようです。一方で、人の移動が減少したことで、観光バス会社や旅行代理店及びホテル、旅館なども収益が激減し、経営が苦しくなっているとの報告も関係者からお聞きしております。農業についても、平年に比べて葉物野菜の価格が安値になったり、タマネギの価格が安くて出荷しても利益が出ないことから、道路脇で無料で持って帰ってもらっている農家も見受けられました。また、阿波町や市場町で栽培されている酒米の山田錦は、飲食業、サービス業の営業自粛により日本酒などの需要が減少したため、作付が例年の半分程度に削減を強いられているとも聞いております。

そこで、1点目の質問として、新型コロナウイルス感染症がどのような形で阿波市の産業に影響が出ているのかについて質問したいと思います。

また、2点目として、阿波市内の農業を初めとする産業への新型コロナウイルス被害に伴う支援要請件数はどの程度寄せられているのかについて、わかる範囲で結構ですので、ご答弁願いたいと思います。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 笠井安之議員の一般質問1問目、新型コロナウイルス対策について、2点ご質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染症がどのような形で阿波市の産業に影響が出ているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言による外出自粛要請や休業要請などにより、経営活動の収縮による損失が社会に大きな影響をもたらしております。5月25日に全国に出されていた緊急事態宣言が解除された後も、第2波の根強い懸念がある中で、新しい生活様式や予防策の徹底など、社会経済活動が新型コロナウイルス危機以前の水準まで回復するには相当な時間がかかると言われております。

一方、本市でも、外食産業の売り上げや個人消費の低迷、また旅行者の減少やイベントの中止などによる機会損失、休業等による発注の中止など、あらゆる分野に影響を及ぼし、経営状態の悪化を招いています。

次に、2点目の阿波市内農業や産業への新型コロナウイルス被害に伴う支援要請件数はどの程度あるのかについてお答えをいたします。

まず、商工観光部門分野では、中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度に伴う認定を市長が行っており、最近では、新型コロナウイルス関連によりセーフティーネット

保証に係る融資を受けられる事業者が多くなっております。

新型コロナウイルス関連の認定件数でございますが、令和元年度は13件、令和2年度は6月9日現在で169件となっており、市内全事業者の14%を占めております。業種別に見ますと、最も件数が多いのが建設業で47件、続いて製造業が31件、卸売業、小売業が25件、宿泊業、飲食、サービス業が24件となっており、あらゆる業種に影響が広がっている状態でございます。

続きまして、農業分野でございますが、新型コロナウイルスの影響による農業の現状把握や農業者の皆様の声をお聞きするため、4月と5月に聞き取り調査を実施しております。その内容でございますが、一部特定の生産者からは、売り上げが減少した、今後減少が見込まれる、また給付金などに関する最新の情報を提供してほしいなど、さまざまな要望が寄せられております。今後においても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、農業者の声を実現できるように効果的な施策の展開を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 岩佐産業経済部長よりご答弁いただきました。

1点目の新型コロナウイルス感染症による阿波市の産業に及ぼしている影響は、外食産業の売り上げや個人の消費の低迷と旅行者の減少やイベントの中止などによる機会損失、休業等による発注の中止など、あらゆる分野に影響が出ており、経営状態の悪化が見られているとのことでありました。今後も劇的な新型コロナウイルス感染症の鎮静化が不透明な中、市内の産業はまだまだ低迷していくことが予想されますので、刻々と変化していく現状の把握に努めていただき、早急かつ適切な措置を講じていただきたいと思います。

また、2点目の阿波市内農業や産業への新型コロナウイルス被害に伴う支援要請件数はどの程度あるかについてのご答弁では、商工観光分野では、新型コロナウイルス関係で経営基盤の強化を支援するセーフティーネット保証に係る融資を受ける利用者が、令和2年6月9日現在で169件あり、市内全事業者の14%を占めている。業種別では、建設業が47件、製造業が31件、卸売業、小売業が25件、宿泊業、飲食、サービス業が24件となっており、あらゆる業種に影響が広がってきている状況だということでありました。

各産業における支援要請については、会社や個人事業主に対して国や県からの支援策が行われておりますが、まだまだ支援の額が足りないと感じるとともに、阿波市に対して

もさらなる支援を強く望んでいるのが実情だと思います。

農業分野については、市内の業者から売り上げの減少や今後売り上げの減少が見込まれるなどの声があり、給付金などに関する情報提供を望まれているとのことでありました。農業に関しては、現在のところそう大きな影響は出ていないのか、それとも影響をつかみ切れていないのか定かではありませんが、早急に状況を取りまとめていただき、売り上げの減少や販路拡大に向けた施策を準備していただきたいと思います。農業は、特に学校の休校により給食が実施されなかったり、飲食業の営業自粛により食材の消費が大きく減少したことにより、農産物の価格低下が起き、農家の売上収入も例年を大きく下回っている状況であります。市内JAなどと連絡を密にとっていただきながら、適正な情報の収集に当たっていただきたいと思います。

国や県、全国の自治体は、新型コロナウイルス被害に対してさまざまな支援策を打ち出しています。それは、企業や個人事業主及び個人に対するものなどさまざまな支援が既に実施されたり、今後さらなる支援策がとられていくものと思われます。国は、個人に対して特別定額給付金として1人当たり10万円の給付や、臨時特別給付金として児童手当を受給する世帯に子ども1人当たり1万円の給付を行っております。企業に対しては雇用調整助成金の助成率引き上げや新型コロナウイルス感染症特別貸し付け及び持続化給付金を初めとするさまざまな救済措置をとっております。

また、徳島県は、新型コロナ対応企業応援給付金として、徳島県セーフティーネット資金と融資額の1割、法人、個人とも100万円以内を給付したり、資金の融資を受けている企業に対して3年間の利子を実質無利子にしたり、補償料ゼロなどの措置を打ち出しております。

また、それ以外にもさまざまな支援策が講じられています。阿波市の近隣市町においても、特色ある支援策が打ち出されており、新聞報道などを見られた市民の方からは、阿波市はどうなっているのかという声を多く聞きました。我々市議会議員としても、市が行おうとしている支援策について、私の勉強不足もあるのですが、詳細が見えてまいりません。今定例会に阿波市のさまざまな支援策が提案されておりますが、その中で市としての特色ある支援策はどのようなものがあるのかをお示しいただきたいと思います。

そこで、再問として、地域産業への新型コロナウイルス被害に対して、阿波市独自支援策はどのように考えているのかについて担当部長にお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 笠井安之議員の再問、地域産業の新型コロナウイルス被害に対して、阿波市の独自支援策はどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

本市では、産業分野に係る独自支援策として、今議会の開会日に先議をお願いしご承認をいただきました2つの給付金事業を実施しております。本事業は、業種や栽培品目は限定せず、新型コロナウイルスの影響を受けている方で、融資を受けなければ経営の維持が難しい、あるいは融資を受けてでも頑張っていこうという方を対象にし、相手の立場に立った給付を行うものです。

具体的には、1つ目の事業として、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けて、雇用の維持また事業継続のための融資を受けた市内中小企業者に対し、上限を設け融資額の10%を支給する阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業、2つ目として、特に経営状況の厳しい農業者に対し、国、県の緊急経済対策と連動し、融資額に応じて一時金を支給する阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業を実施しております。今後におきましても、新型コロナウイルスの感染状況を見据え、また国、県の動向を見きわめながら、中小企業者にとってまた農業者にとってさらに効果的な支援策を検討し、地域経済の再生に向けしっかり支援してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま岩佐部長よりご答弁いただきました。

岩佐部長からは、阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業と阿波市新型コロナ対策農業者応援給付金事業を実施しているとのことでありました。この事業は、業種や栽培品目は限定せず、新型コロナウイルスの影響を受けている方で融資を受けなければ経営の維持が難しい、融資を受けてでも頑張っていこうという方を対象にしているとのことでありました。

私は、この支援策だけでは余りにも手ぬるいのではないかと思います。業種や栽培品目を限定しないということは、誰もが同じ程度の支援しか受けられないということで、被害の程度に応じたかゆいところに手が届く支援策にしていけないと、近隣市町の支援策と比べても見劣りがするのではないかという気がします。この支援策には、多額の予算が必要となりますが、こういうときこそ財政調整基金の取り崩しも阿波市産業の活性化のために

はしようがないのではないのでしょうか。

今回の新型コロナ禍において、本当に被害を受けている事業者の方の見きわめと救済を早急に行わなければ、阿波市の産業は衰退してしまうと思います。必要であれば、臨時議会の招集も視野に入れて、手おくれにならないように対策を講じていただきたいと思います。

これで1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、固定資産税の徴収状況と不動産の所有移転事由が発生した場合の早期手続推進についてでございます。

阿波市の歳入において大きなウエートを占める固定資産税の徴収は、最も重要なものであることは言うまでもないことであります。しかしながら、その他の税金と同様に、阿波市民を初め、納税義務者においては納税の義務を怠ったり、行方不明による滞納が少なからずあるようにも思われます。市担当者は、その都度滞納者に対して督促状の送付や滞納処分手続を行い、徴収率向上に努力されております。特に固定資産税においては、阿波市以外の方も多く存在し、税金の徴収率向上には大変苦勞されているのではないかと考えております。また、対象となる固定資産は、売買、贈与、相続などの事由により所有権の移動が行われ、納税義務者の移動も必然的に行われなければなりません。売買や相続については、関係者が明確であることから、比較的スムーズな権利の移動が行われていると思いますが、相続による移動はなかなかいろいろな条件によりスムーズな処理ができない場合もあるように聞いております。

昨今の状況として、特に農地については、不動産価値の低下や耕作放棄地による山林化が進み、相続の放棄を申し出たり、土地の登記を避ける方も徐々に増加しているようです。国の法制審議会の部会では、所有者不明の土地に対しては土地の相続登記を義務づけ、所有者の死亡後、相続人が所定期間内に登記しなければ過料などの罰則を科すことも検討されているとともに、所有権放棄や土地に特化した財産管理制度の導入も検討されているようであります。

現在、全国で410万ヘクタールの面積が所有者不明になっていると推計されており、所有者を特定できず固定資産税の徴収ができない場合は、使用者から徴収することも検討されていると言われております。

そこで、今回の質問であります。

1点目、令和元年度の固定資産税の徴収状況及び所有者の移動が発生した場合の手続は

スムーズに行われているのか。

2点目の資産の相続事由が発生した場合の手続を早期に行うため、阿波市はどのような周知をしているのかについて。

この2点、矢田市民部長にお伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、固定資産税の徴収状況と不動産の所有権移転事由が発生した場合の早期手続推進についての1点目、令和元年度の固定資産税徴収状況及び所有権の移動が生じた場合の手続はスムーズに行われているのか及び2点目の資産の相続事由が発生した場合の手続を早期に行うため阿波市はどのような周知方法を行っているのかを順次答弁させていただきます。

まず、1点目の令和元年度の固定資産税徴収状況といたしましては、現年の課税分18億2,240万1,000円のうち、徴収済額は17億8,057万4,000円となっており、徴収率は97.7%となっております。ここで直近3カ年の決算状況を見てみますと、平成30年度は徴収率97.47%で17億6,094万3,000円の徴収額、平成29年度では97.44%で17億7,281万5,000円、平成28年度は97.20%で17億1,717万2,000円となっております。

そして、所有権の移動が発生した場合、その手続につきましては、徳島地方法務局からの毎月の登記済通知書に基づきまして、税務課において月平均で約400件の事務処理を行っております。

続いて、2点目の資産の相続事由が発生した場合の手続を早期に行うため、阿波市はどのような周知方法を行っているのかにつきましては、市のホームページにより周知のほか、市民課窓口、各支所窓口において死亡届の手続時に案内文書をお渡しし、死亡された方が土地、建物を所有していたのかについて税務課にご連絡をいただくようお願いしております。死亡された方が固定資産を所有していた場合には、当該固定資産を現に所有する者からの申告書をいただいております。実際に名義が変わるまでの期間は現に所有する者に納税通知書を送付しております。この通知書にあわせて、徳島地方法務局での登記変更手続についての案内文を同封するなどして周知に努めております。また、相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所の発行する相続放棄申述受理通知書の写しを市に提出していただき、その相続人は課税対象から除かれることとなります。その後、市が調査を行い、相続人を特定することとなりますが、調査事務にはかなりの時間と労力を費やしております。

す。本年4月からは、市の条例において、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができる申告が制度化されておりますので、この制度についても広く市民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

今後におきましても、市民課窓口や関係機関との連携を継続し、所有者情報の円滑な把握と市民の皆様へ制度の周知を図ることにより、適正な課税につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま矢田市民部長よりご答弁をいただきました。

ご答弁によりますと、1点目の固定資産税の徴収状況は、令和元年度の固定資産税額が18億2,240万1,000円、そのうち徴収済額が17億8,057万4,000円、徴収率として97.7%となっているとのことでありました。また、直近3カ年については、徴収率で平成30年度が97.47%、平成29年度が97.44%、平成28年度が97.20%であるとのことをご答弁をいただきました。大体徴収率が97%の中盤から後半にかけてぐらいですが、参考に昨年度のほかの税金と比べてみますと、市民税が98.89%、個人分が98.78%、法人分が99.66%、軽自動車税が96.33%、国民健康保険税が94.39%となっており、固定資産税の徴収率は平均以上の数字になっていると思います。今後とも、担当職員の方には市民税の徴収率に少しでも近づけるよう、なお一層のご努力をお願いしておきたいと思っております。

また、所有権の移動が生じた場合の手続については、徳島地方法務局からの登記済通知書により、月平均400件の移動処理を行っているとのこと、今後ともスムーズな事務処理をお願いいたします。

2点目の資産の相続事由が発生した場合の手続を早期に行うため、阿波市はどのような周知を行っているのかについては、市のホームページで周知するほか、市民課窓口や支所窓口における死亡届の手続時に案内文書を渡し、被相続人が固定資産を所有している場合は申告書の提出をしていただき、実際に名義が変更されるまでは現に所有する者に納税通知を送付しており、登記の変更手続についても案内文を同封して周知に努めているとのことご答弁でありました。

一方で、相続放棄を希望する方は、権利発生から3カ月以内に申し出をしなければ、権



利の放棄をすることができなくなることが法によって定められているのを知らない方も多くいるのではないかと思いますので、窓口でその周知をお願いしたいと思います。

また、相続放棄がなされた場合の事務処理については、矢田市民部長のご答弁にもありましたように、大変な労力が必要になってまいりますので、関係者に周知徹底をお願いしたいと思います。

私も、数年前に父親から生前一括贈与により固定資産の移動を行いました。なかなか手間のかかるものだったという実感をいたしました。速やかな手続を行うことによって後の煩わしさをなくすことができたと思っております。固定資産の円滑な移動は、固定資産税の徴収率向上にもつながってくると考えますので、ぜひ周知徹底をお願いして、この質問を終わります。

続きまして、阿波市ブランド戦略の進捗状況についてお伺いいたします。

阿波市は農業立市を目指してさまざまな施策を打ち出し、国、県の補助事業や市単独事業などを積極的に取り入れ、阿波市農業の発展と振興に努められております。阿波市は、讃岐山脈の南面に位置する日当たりのよい場所にあり、一年を通して温暖な気候条件に恵まれるとともに、京阪神地域までの交通アクセスのよさから、農業を営むには最適な地区であり、徳島県でも有数の農業地帯を形成しております。

阿波市は、この気象条件により多くの品種にわたる農作物が生産できます。しかし、吉野町のレタスや土成町や市場町のトマト、また阿波町のブロッコリーなどのように、市場で群を抜くような農産物はそう多くはないのが現状ではないかと思います。京阪神市場で阿波市のブランドとして圧倒的な支持を得るためには、品質はもちろん、安定した量を供給できることが大事であります。

阿波市農業は、何でもできるゆえの特定品目に特化した生産ができないという弱点があります。その中で、農業立市を目指す阿波市が取り組んでいかなければならないことは、消費者が今一番求めるものは何かということであり、それを見つけ出すことが重要であることは言うまでもありません。平成27年度より始まった阿波市特産品認証制度は、阿波市で育ったいいものをスローガンに阿波市ブランドを市内外に幅広く知っていただき、阿波市の農業を推進し、頑張る生産者を応援していこうと始まったものでありますが、その農畜産品やそれを利用した加工品開発などは、ほとんどが個人に委ねられた特産品を認証されたものであります。特産品認証を受けられた方々には、日々の研究と努力の結果が素晴らしい商品を生み出したもので、一朝一夕にはつくり上げることのできない商品の数々

であり、頭の下がる思いでございます。

そこで、1点目の質問として、阿波市ブランドの特産品認証状況と今後の特産品開発及び特産品認証方法はどのように行うのかについて、岩佐産業経済部長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 笠井安之議員の一般質問3問目、阿波市ブランド戦略の進捗状況についての1点目、阿波市ブランドの特産品認証状況と今後の特産品開発及び特産品認証方法はどのように行うのかについて、答弁させていただきます。

地域の農林水産物の需要の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的としまして、いわゆる六次産業化法が平成23年に施行されました。そこで、本市では阿波市農業振興計画を策定し、農業者等が食品の製造や加工への取り組みをスムーズに行えるよう、加工施設の整備や加工品の開発支援など、地域資源を活用した特産品の生産を強化してまいりました。その結果、加工品開発が進み、産直市での店頭販売を初め、大手百貨店やスーパーへの契約販売、またインターネット販売など、さまざまな販路が確立され、一定の成果を上げることができました。

一方で、本市の加工品の中には、魅力があるにもかかわらず、独自性や優位性を十分に発揮できず、認知度が低いため売上増加に結びつかないという課題がありました。このことから、特色あるすぐれた加工品を阿波市の特産品として認証し、広く市場や消費者へアピールすることで、阿波市ブランドを創出し、生産者のさらなる生産意欲の喚起と収益の増加を図るため、平成27年度から阿波市特産品認証制度をスタートしています。

ご質問の阿波市ブランドの特産品認証状況については、現在農産物と加工品を合わせて22品目を認証しており、特設サイトのあわあぐりでの情報発信やふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の返礼品として、また各種イベント時における販売PRなど、さまざまな形で販売促進に向けた取り組みを進めております。

今後の特産品開発及び特産品認証方法についてでございますが、これまで実施してまいりました加工施設の整備や加工品開発支援、また農業大学の6次産業化講座への受講支援などを引き続き推進してまいります。さらに、加工品の開発実践者やこれから加工品の開発を目指している方などを構成員とした阿波市6次産業化推進協議会において、加工品開発に関するさまざまな情報を共有することで、近年の多様な消費者ニーズに的確に対応

できる商品開発が促進されるよう取り組みを強化してまいります。

また、特産品認証は、大手スーパーのバイヤーやマスメディア、野菜ソムリエなどを審査員とする阿波市特産品認証委員会において、商品の品質や独自性、さらに阿波市らしさなどを総合的に審査し、阿波市ブランドにふさわしいクオリティーの高い商品を認証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 岩佐産業経済部長にご答弁いただきました。

阿波市の特産物認証品は、現在農産物と加工品を合わせて22品目となっているとのことご答弁でありました。平成27年度から始まった阿波市特産品認証制度により認証された認証品は、年度別に見てみますと、平成27年度が9件、平成28年度が3件、29年度が6件、30年度が2件、令和元年度が2件となっています。初年度は9件でありましたが、その後は大きな数字とはなっていないようであります。この認証品は、ふるさと納税の返礼品としても利用されているとのことでありましたが、私も県外の親戚や知人に贈答品として利用できればと思っております。

また、今後の特産品開発については、加工施設の整備や加工品開発支援、農業大学の6次産業化講座の受講支援を行うとのことでありました。

また、加工品の開発実践者や加工品の開発を目指している方にさまざまな情報を提供し、消費者ニーズに対応できる商品開発の促進を図っていくとのことご答弁もあわせていただきました。

特産品認証方法については、大手スーパーのバイヤーやマスメディア、野菜ソムリエなどを審査員とする阿波市特産品認証委員会において商品の品質や独自性、阿波市らしさなどを総合的に審査し、阿波市ブランドにふさわしい商品を認証していくとのことご答弁もいただきました。

現在認証されている22品目が2倍、3倍となるために、認証基準の再検討や認証品の開発資金援助を行うなど、農産加工品の認証を志す方への積極的なサポートを進めていただきたいと思います。

次に、先ほどの岩佐産業経済部長のご答弁でもありましたが、阿波市特産品認証制度によって認証された認証品は現在22品目であるとのことでしたが、その原料となる農産物は阿波市で生産される農産物の品種や量からするとまだまだ少ないのではないかと考えて

おります。22品目のうち主な原材料を上げてみますと、米、蜂蜜、レタス、ナス、トマト、米粉、阿波和三盆糖などであります。阿波市にはもっといろいろな農産物が栽培されており、それらを使った新しい商品開発ができるのではないのでしょうか。例えば土成町や阿波町で栽培されてるブドウや、市内全域で栽培されているイチゴ、あるいは市場町のポンドリンなど、また家の庭先にある柿や今が旬のビワなど、田舎では見向きもされない果物でも、都会では大変喜ばれる果物など、まだまだ数多くの果物や野菜が青果として出荷されるだけでなく、加工品として販売することによって、生産過剰によって値崩れを起こしたときの救済策として農家収入の安定やお年寄りのお小遣いの一部につながってくるのではないかと考えています。

今、消費者がどのような商品を欲しがっているのか、他県ではどのようなものが開発され、商品化されているのかを調査研究する必要があると思います。この調査研究という言葉は議会答弁でもよく使われておりますが、ぜひ実行してほしいと思います。

また、阿波市ブランドの開発に当たっては、産業界、行政、農業や経済関係の大学、高校及び農業者及び消費者の声を一つにまとめて、新しい特産品開発を進めていく必要があると考えます。まずはその体制づくりを行うことが大事ではないかと思えます。

先ほども申しましたように、阿波市はこの地の利を生かしていろんな農産物をつくることができます。また、今は生産することができなくても、消費者からの要望が強いものは、これからでも柔軟に生産技術の習得を行い、生産することが可能だと思えます。消費者のニーズに迅速かつ的確に答えていくことが特産品開発には必要だと考えているところであります。

そこで、阿波市ブランド開発について産官学と連携を図り、新しい阿波市ブランド開発に取り組んではどうかということについて、岩佐産業経済部長のご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 笠井安之議員の再問、阿波市ブランドの開発について、産官学との提携を図り、新しい阿波市ブランド開発に取り組んではどうかについて答弁させていただきます。

産業界では、グローバル社会における企業間競争の激化、ITの進歩による技術革新とスピードが進み、企業が生き残っていくためには他産業との連携を図りながら、常に自社の技術や製品価値を高めていく努力が必要であるとされています。

農業分野におきましても、高品質な農産物を生産する技術やノウハウを持つ農業者、また専門知識や若い感性を生かしたアイデアを持つ大学等の教育機関、さらに人材や施設整備等の資金支援を行う公共団体等が連携する産官学への取り組みは、新たな阿波市ブランド開発に大変有効な手段だと考えます。

このことから、本市においては、平成29年度より民間事業者や教育機関、また公共団体で構成するとくしま六次産業化推進連携協議会に参加し、産官学への取り組みを推進した結果、市内の農業者の中には、徳島大学や吉野川高校と連携を図りながら、阿波市ブランドの創出を視野に新たな加工品開発にチャレンジする方もおられます。

今後においても、全国の方に高い評価がいただける阿波市ブランドを創出するため、産官学への取り組みを強化し、商品開発や地域に眠る特産品の掘り起こしなどを行い、本市の魅力ある特産認証品として、またふるさと納税の返礼品として利用できる商品開発が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 岩佐部長よりご答弁いただきました。

平成29年度より民間事業者や教育機関また公共団体で構成するとくしま六次産業化推進連携協議会に参加し、産官学による取り組みに参加した結果、市内の農業者の中には徳島大学や吉野川高校と連携し、新たな阿波市ブランドの開発にチャレンジする方もおられるとのご報告をいただきましたが、やはり阿波市が独自の組織を立ち上げ、阿波市ブランドの開発に意欲を持った方のサポートをしていくことが重要ではないかと思えます。農業立市を目指す阿波市が全国にその名をとどろかせるためには、特色のある農産品やその加工品が必要であり、一品でも多く特産品を産官学の連携によって開発し、全国にアピールしていくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（松村幸治君） これで6番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日18日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時04分 散会